

岡山県税制懇話会資料

(第1回会議 平成30年5月24日開催)

ページ数

資料1	おかやま森づくり県民税の仕組み	1
資料2	おかやま森づくり県民税の導入・見直しについて	2～5
資料3	税収等の状況	6
資料4	岡山県の森林・林業の現状	7～17
資料5	おかやま森づくり県民税事業の主な実績と成果	18～37
資料6	森林環境税(仮称)・森林環境贈与税(仮称)と新たな 森林管理システムについて	38～43
(参考資料1)	岡山県税制懇話会設置要綱	1
(参考資料2)	岡山県税制懇話会委員名簿	2
(参考資料3)	森林の保全に係る県民税の特例に関する条例	3～4
(参考資料4)	岡山県おかやま森づくり県民基金条例	5～6
(参考資料5)	おかやま森づくり県民基金の概要	7
(参考資料6)	森林保全に関する税制の状況	8～9
(参考資料7)	他県の使途事業の状況	10
(参考資料8)	おかやま森づくり県民税事業の実績 (平成26～29年度)	11～13
(参考資料9)	おかやま森づくり県民税事業 (平成30年度)計画	14

おokayama森づくり県民税の仕組み

1 課税方式

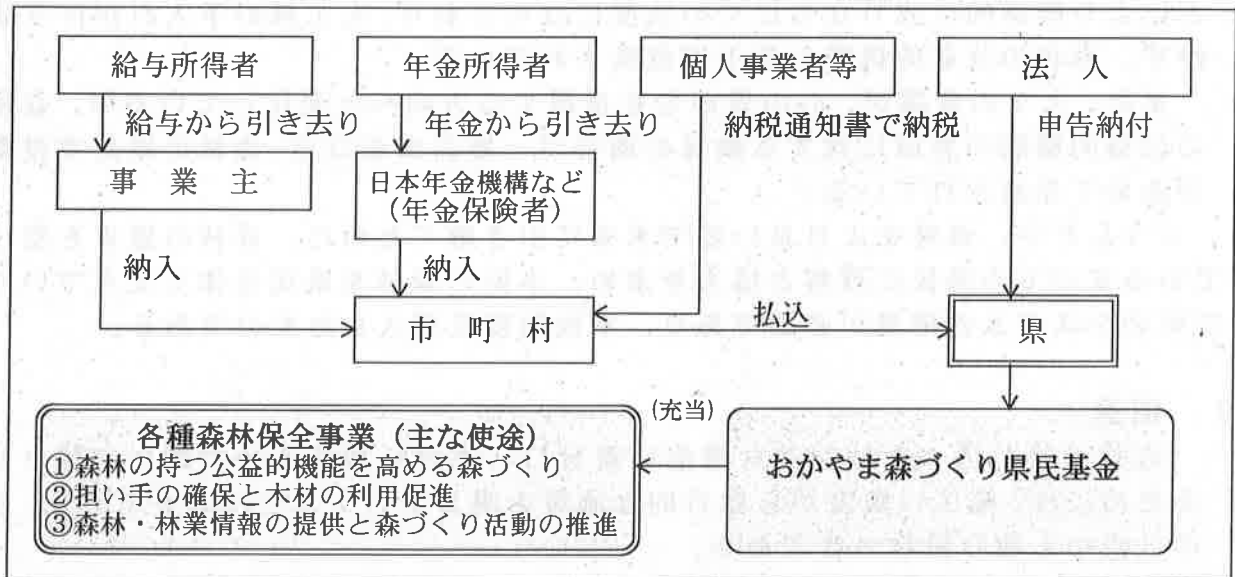
県民税均等割(普通税)の超過課税

2 納税義務者

県内に住所等を有する個人

県内に事務所・事業所等を有する法人

3 仕組み



4 税率

個人：500円/年

(現行の個人県民税均等割額1,500円/年 + 森づくり県民税額500円/年)

法人：均等割額の5%相当額

(法人の資本金別の税額)

資本金の金額の区分	現行の均等割額(年額)	森づくり県民税額(年額)
50億円超	800,000円	40,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円

5 税収 約576百万円(平成28年度決算額)

6 課税期間

個人：平成26年度分～平成30年度分まで

法人：平成26年4月1日～平成31年3月31日までに開始する事業年度分まで

おかやま森づくり県民税の導入・見直しについて (岡山県税制懇話会の報告書より)

おかやま森づくり県民税導入時の考え方 (平成15年報告書より)

1 導入理由

県土の約70%を占める森林は、水源のかん養など県民の暮らしに欠くことができない公益的な機能を有している。

しかしながら、本県の森林を守り育ててきた林業は、木材価格の長期低迷などにより経済的に成り立ちにくい状況になっており、人工林の手入れが行き届かず、森林の公益的機能の低下が危惧されている。

また、人々の意識が、心の豊かさを重視する方向へと変化している中、森林の公益的機能の発揮に対する県民の期待が一層高まるなど、森林の果たす役割が改めて見直されている。

こうした中、森林をより良い姿で未来に引き継ぐために、森林の恩恵を受けているすべての県民に理解と協力を求め、本県の森林を県民全体で支えていくためのシステムの構築が必要であり、本税制度を導入したものである。

2 使途

森林の持つ様々な公益的な機能に着目し、森林の機能を持続的に発揮させるためには、幅広い角度から総合的な施策を講じていくことが必要であり、次の3点から取り組むべきである。

- (1) 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり
- (2) 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進
- (3) 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

3 課税方式

当初、森林の持つ水源かん養機能に着目し、本県の河川流域と県域とがほぼ一致しており、その機能と県民が受ける受益との関係がより明らかである自然条件から、水の使用量に応じた税負担を求める課税方式を検討したが、森林の恩恵を受ける県民全体に広く薄く負担を求める課税方式として、県民税均等割超過課税方式(普通税)とすることが最も妥当である。

4 税率

全体の税収規模、当初案の水準、アンケート結果、法人の社会的役割、県民税均等割の仕組み、現在の森林の状況等を考慮して検討した結果、個人の超過額を500円、法人の超過税率を均等割額の5%とするのが適当である。

5 課税期間

概ね5年間とし、政策税制としての導入効果を検証した上で、制度の見直しを検討するのが適当である。

1. おかやま森づくり県民税の導入効果

（1）公益的機能を高める森づくり

- ① 間伐は、森林整備の重要課題であり、著しく間伐が遅れた奥地林や放置林の間伐を促進するとともに、収入のない切捨間伐に限定して国庫補助事業におかやま森づくり県民税を充当し、間伐を加速化することにより、公益的機能の早期回復が図られた（10年間の間伐実施面積 67,356ha のうち 21,130ha（31%）についておかやま森づくり県民税を活用して実施）。
- ② 平成16年台風第23号による風倒木被害地の早期復旧を図るとともに、風倒木危険箇所における二次災害を未然に防止した（被害面積 5,483ha のうち 2,271ha についておかやま森づくり県民税を活用して復旧、危険箇所 66ha を解消）。
- ③ 集落周辺の松くい虫被害地の枯損木や不用木を伐倒・整理し、自然力を活かして広葉樹林等へ再生するとともに、道路沿いや人家裏等の危険木を除去し、地域住民の安全を確保した（松くい虫被害林 478ha を整備、松くい虫被害危険木約 100 千本を除去）。

（2）担い手の確保と木材の利用促進

- ① 新規就業者の現場研修や就労環境の改善を支援するとともに、林業に必要な専門的知識・技能を有する優秀な人材育成に努めたところ、若い担い手が増加して、活躍している（39歳以下の担い手の割合が18%から37%に増加し、支援した184人のうち100人が定着）。
- ② 多くの県民が利用する公共施設や学校、福祉施設等における内外装の木質化や木製用具の導入を進め、県産材の需要拡大に努めた（公共施設等 486箇所の木質化により間伐材約 66 千本相当の県産木材製品を利用）。

（3）各種情報の提供と森づくり活動の推進

- ① 森林の働きや林業の役割、県民税を活用した取組について、様々な広報活動により県民に情報を発信した。
- ② 森林ボランティアグループや地域住民、企業等による森づくり活動への支援、指導者の育成を通じて、自主的な活動が活発化し、森林や林業の大切さなどへの理解が醸成された。

2. おかやま森づくり県民税の継続の必要性

引き続き、森林に対する県民の多様な要請に応えるためには、本県の森林保全に関する施策が必要であり、森林の恩恵を受けているすべての県民が一体となった取組として推進していくことが重要と考えられることから、おかやま森づくり県民税を平成26年度以降も貴重な財源として存続させることが望ましい。

また、具体的な使途事業については、新たな課題に適切に対応するとともに、引き続き、国庫補助事業との連携を図りつつ、各地域の実情を十分に踏まえた上で、施策の必要性や緊急性等を十分勘案して決定するものとする。

3 税制度のあり方

(1) 課税方式

税の導入効果を検証した結果、超過課税の目的である森林の保全について効果を上げており、税の本旨に則った税収の活用が図られている。

31県が本県と同様の課税方式を採用しており（平成25年当時）、本県の方式が普遍性のある制度となっている状況を踏まえれば、課税方式を変更する必要はない。

(2) 税率

税率を維持すれば、年間5.5億円程度の税収が見込まれる。

消費税率引き上げなど税負担の増加が予定されていることや、県内労働者の賃金等の現況を踏まえれば、税率を引き上げる状況ではない。

一方、使途事業の方向性に基づく各種事業を確実に実施していくためにはこれまでと同程度の財源を確保する必要があること、同種の税制を導入している各県の中で本県の税率は標準的なものとなっていることなどから、税率を維持することが妥当である。

(3) 課税期間

本税の導入効果を検証するためには、少なくとも数年間にわたる使途事業の実績を踏まえる必要があることや、主要な施策である間伐事業が「おかやまの森づくり間伐推進5カ年計画」に基づき実施されることから、課税期間はこれまでと同様に5年間とすることが妥当である。

□参考□

導入までの経緯

- 平成13年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び水源かん養税の創設について検討を開始
- 平成14年 3月：税制懇話会から知事に報告
水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求め
る課税方式（法定外目的税）を提示
- 平成15年 6月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、
7月から税制懇話会において再検討を開始
- 平成15年10月：税制懇話会から知事に報告
森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課
税方式を提示
- 平成15年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立
- 平成16年 4月：同条例を施行（おかやま森づくり県民税としてスタート）
（鳥取県、島根県、山口県は平成17年度、広島県は19年度に導入）

条例施行5年後の検討（1回目の見直し）の経緯

- 平成20年 5月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成20年 5月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～11月 検証
- 平成20年11月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告
- 平成20年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立
- 平成21年 4月：改正条例を施行

条例施行10年後の検討（2回目の見直し）の経緯

- 平成24年 4月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成25年 6月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を
～10月 検証
- 平成25年10月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成25年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提
案、可決成立
- 平成26年 4月：改正条例を施行
（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長）

税金等の状況

1 税金の動向(決算額)

(単位:千円)

年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
税金	個人	450,427	439,892	443,103	447,720	449,183	454,735	451,686	457,321	461,386	466,534
	法人	111,795	113,722	113,745	116,016	115,777	114,016	114,570	118,230	118,235	120,128
	計	562,222	553,614	556,848	563,736	564,960	568,751	566,256	575,551	579,621	586,662

※平成29年度は決算見込額、平成30年度は当初予算額である。

2 基金積立額等の推移(決算額)

税金は「おかやま森づくり県民基金」に積み立てた上で、事業に充当している。

(単位:千円)

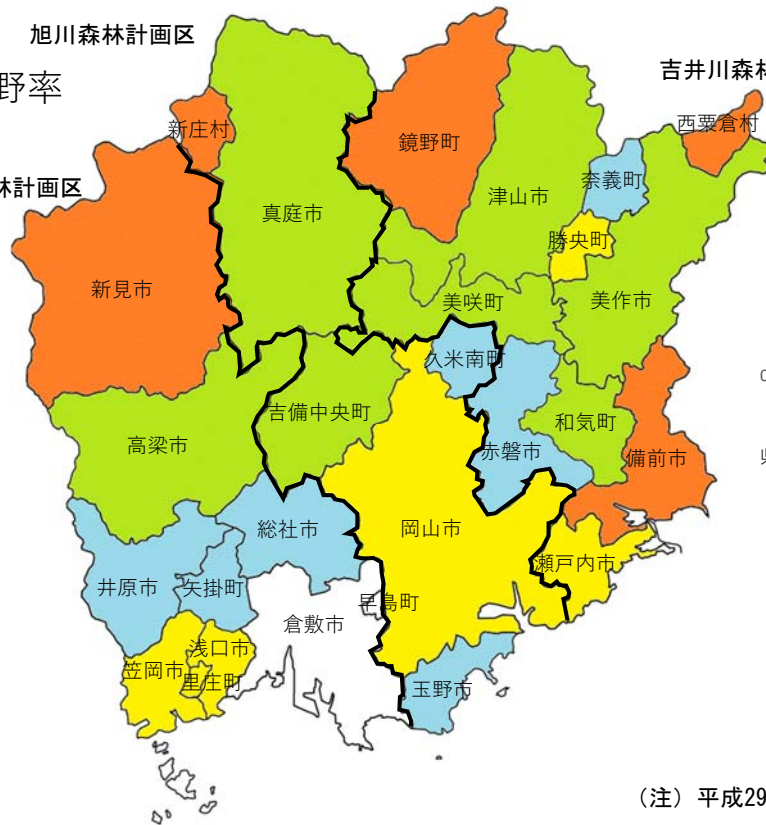
区分 \ 年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
基金積立額	561,285	585,222	560,170	556,752	559,891	573,858	566,884	578,651	583,261	572,102
事業充当額	520,793	490,834	552,310	608,450	653,578	536,959	566,405	539,415	617,126	678,961
基金残高	187,380	282,224	290,670	239,562	146,287	183,491	184,261	223,575	189,757	82,922

※平成29年度は補正後額、平成30年度は当初予算額である。

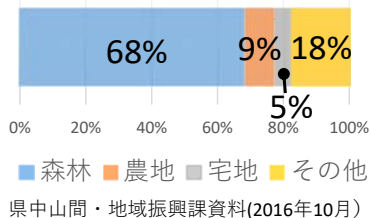
1 森林資源

(1) - 1 市町村別林野率

市町村別林野率 (%)		
上位10市町村		
順位	市町村	林野率
1	西粟倉村	92.8%
2	新庄村	90.2%
3	鏡野町	86.7%
4	新見市	86.1%
5	備前市	81.6%
6	真庭市	79.5%
7	高梁市	78.3%
8	美作市	77.3%
9	和気町	75.8%
10	吉備中央町	71.6%



県の土地の利用状況



— 凡例 —

Orange	80%以上
Green	70~80%未満
Light Blue	50~70%未満
Yellow	30~50%未満
White	30%未満

(注) 平成29年3月31日現在 (林政課資料)

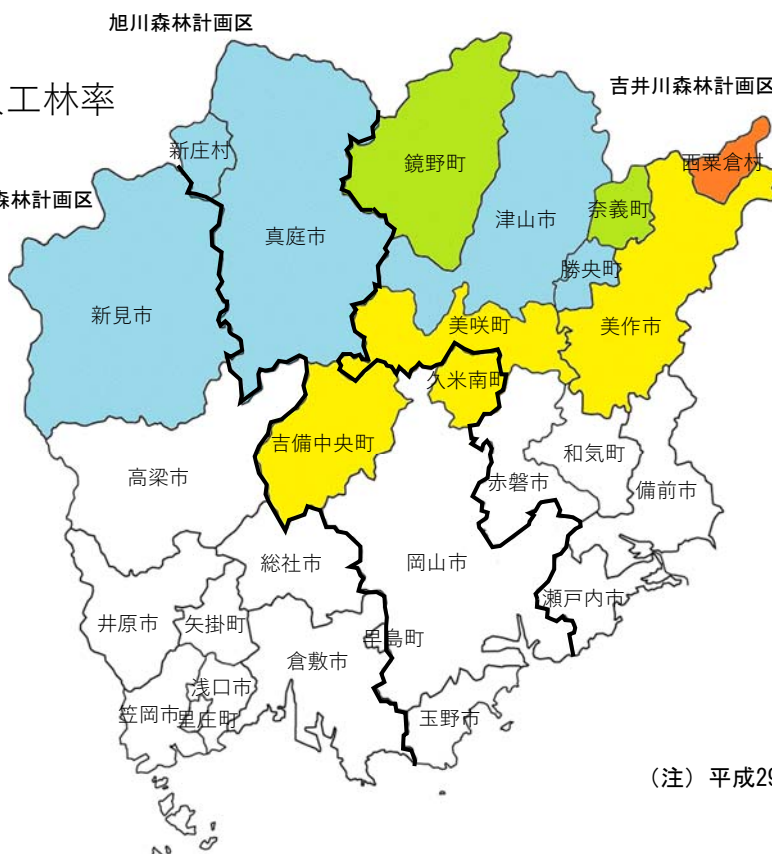
○ 林野率70%以上の市町村は県北部に多い。
(西粟倉村と新庄村は90%以上)

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(1) - 2 市町村別人工林率

市町村別人工林率 (%)		
上位10市町村		
順位	市町村	人工林率
1	西粟倉村	84.4%
2	奈義町	74.0%
3	鏡野町	72.0%
4	津山市	65.2%
5	真庭市	59.7%
6	新見市	58.9%
7	新庄村	56.0%
8	勝央町	50.2%
9	美作市	48.5%
10	美咲町	39.9%



県を代表するヒノキの人工林

— 凡例 —

Orange	80%以上
Green	70~80%未満
Light Blue	50~70%未満
Yellow	30~50%未満
White	30%未満

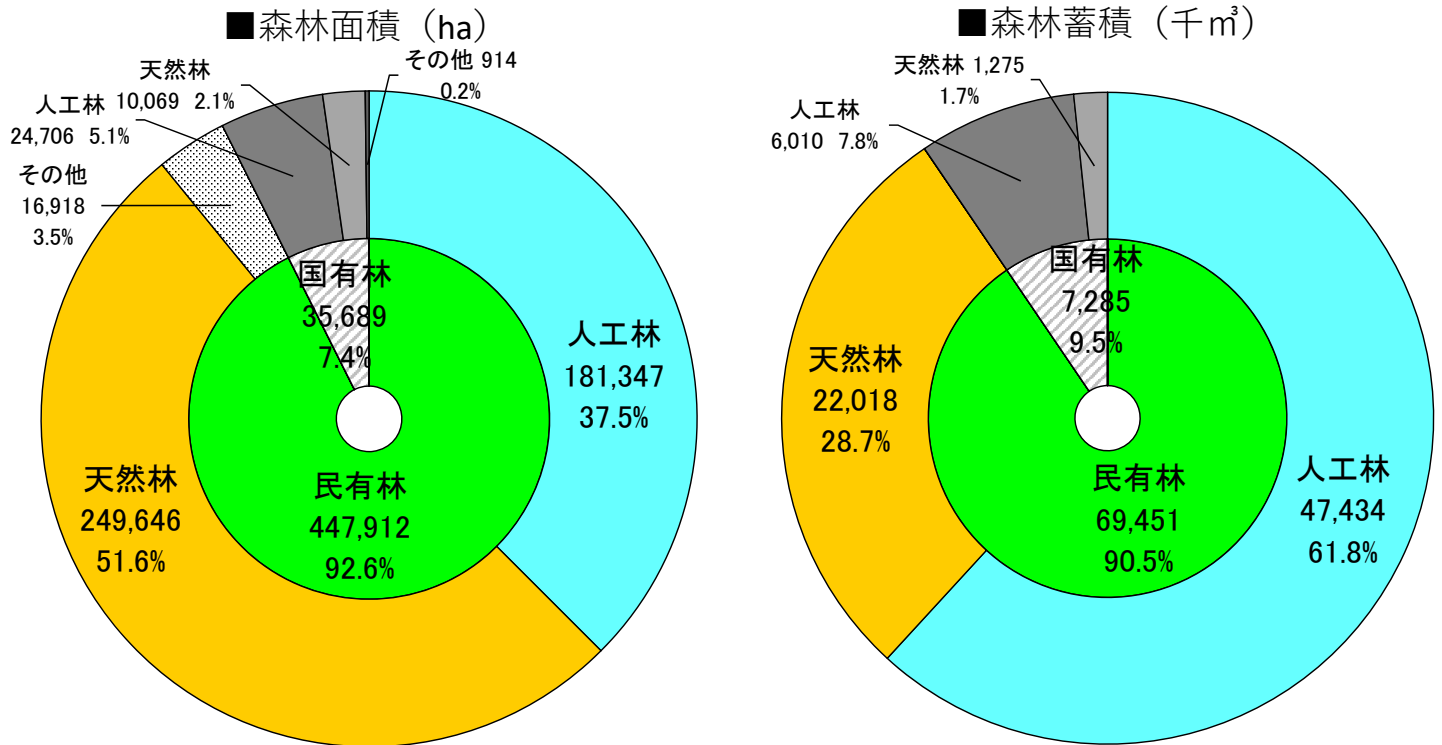
(注) 平成29年3月31日現在 (林政課資料)

○ 人工林率の高い市町村は、年降水量が1,400mmを超える県北部地域に集中

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(2) 国有林・民有林別森林面積



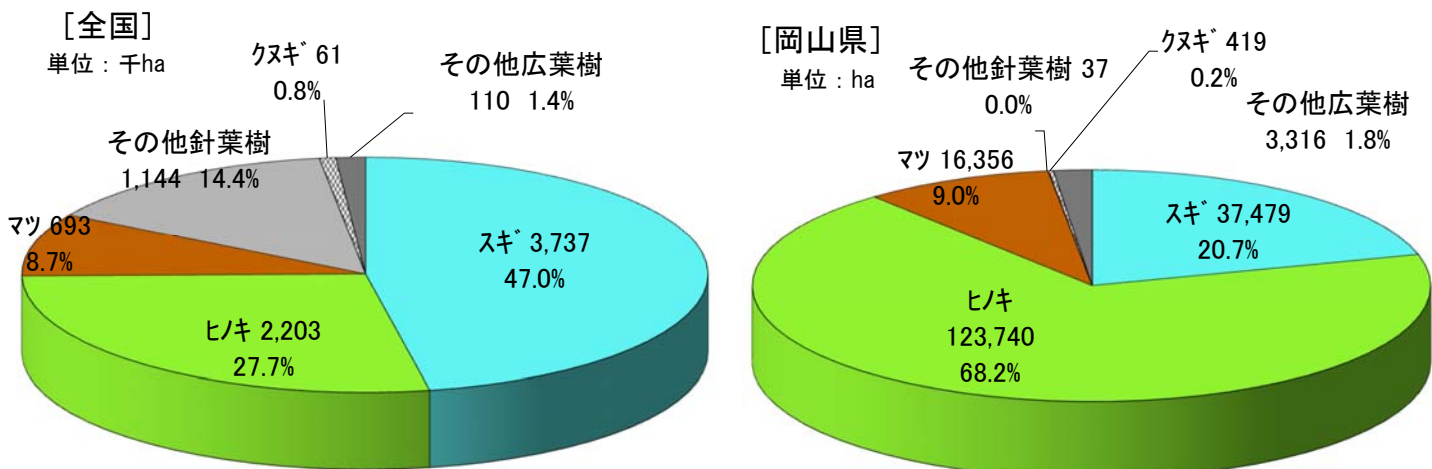
(注) 平成29年3月31日現在 (林政課資料)

○ 県内の森林面積約483千haのうち、37.5%に相当する181千haが人工林

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(3) 民有林における人工林の樹種別面積



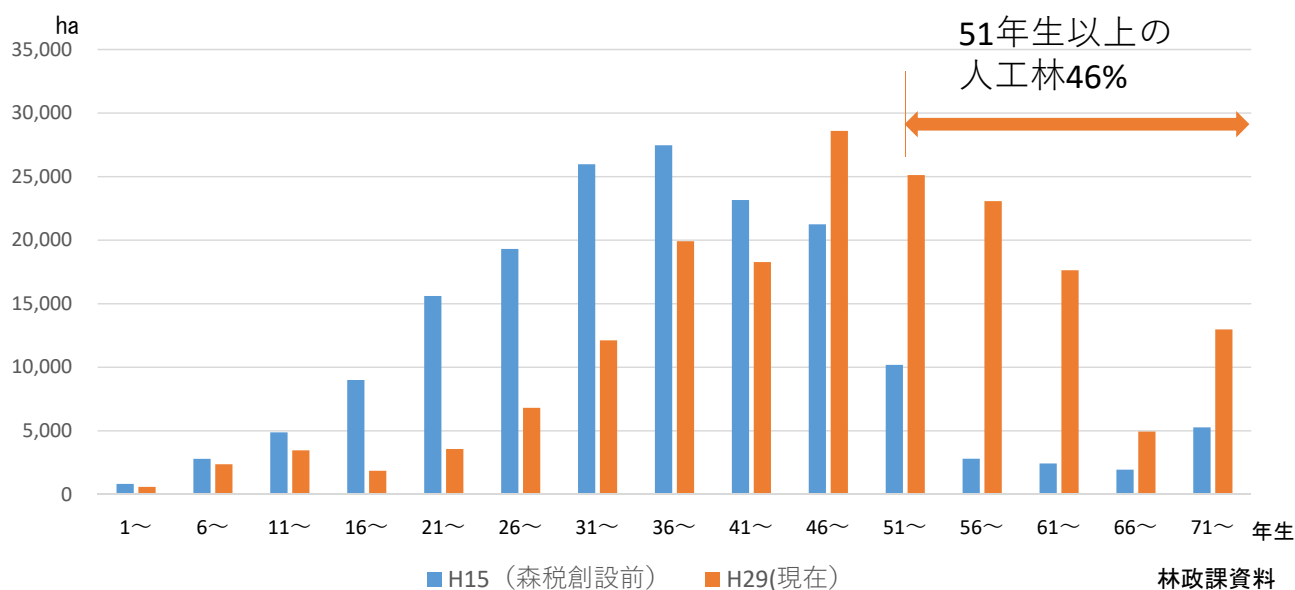
(注) 全国は平成24年3月31日現在。岡山県は平成29年3月31日現在。(林野庁・林政課資料)

○ 全国ではスギが47%を占めるのに対し、本県ではヒノキが68%、スギが21%となっており、ヒノキ材の生産地として全国的に知られている。

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(4) 人工林の林齢別面積構成（私有林）

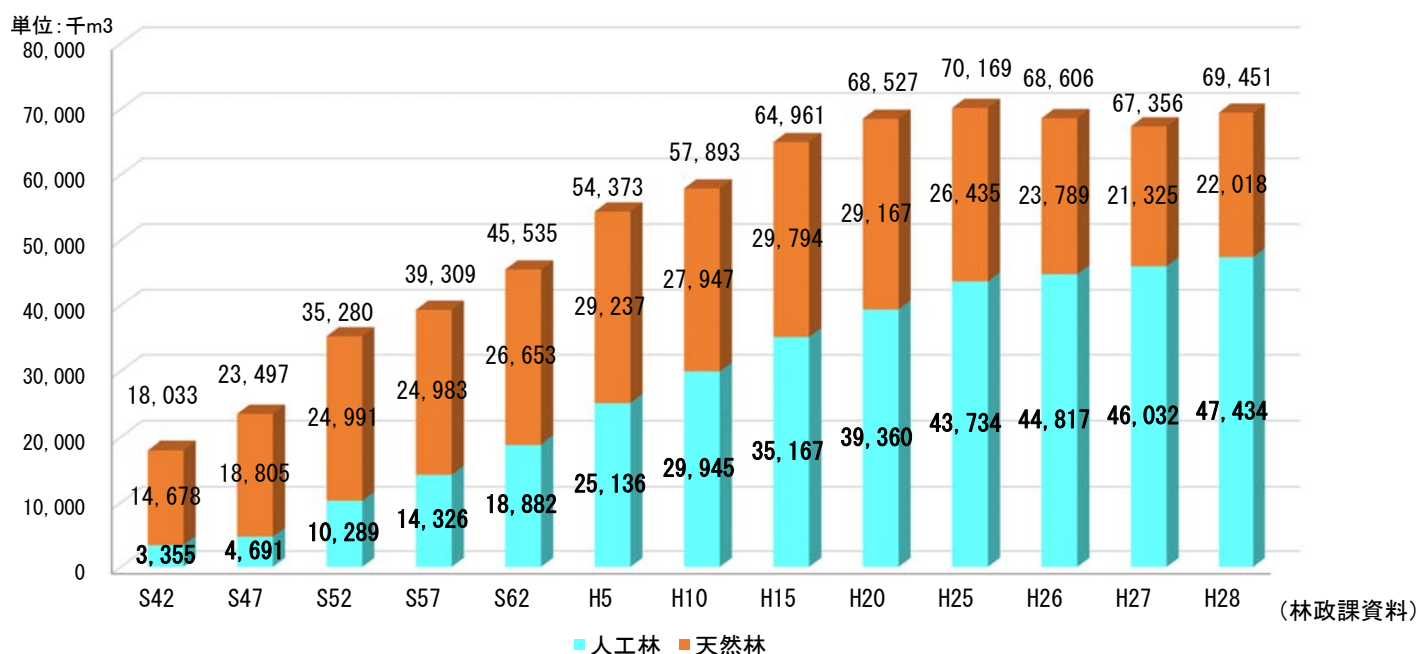


- 人工林の約半数が51年生以上となり、皆伐等の主伐期を迎えようとしている。
- 25年生未満の若い人工林面積が減少し、林齢の平準化が必要
- 利用可能な林齢に対して、伐採利用の促進を図る必要がある。

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(5) 私有林における蓄積の推移

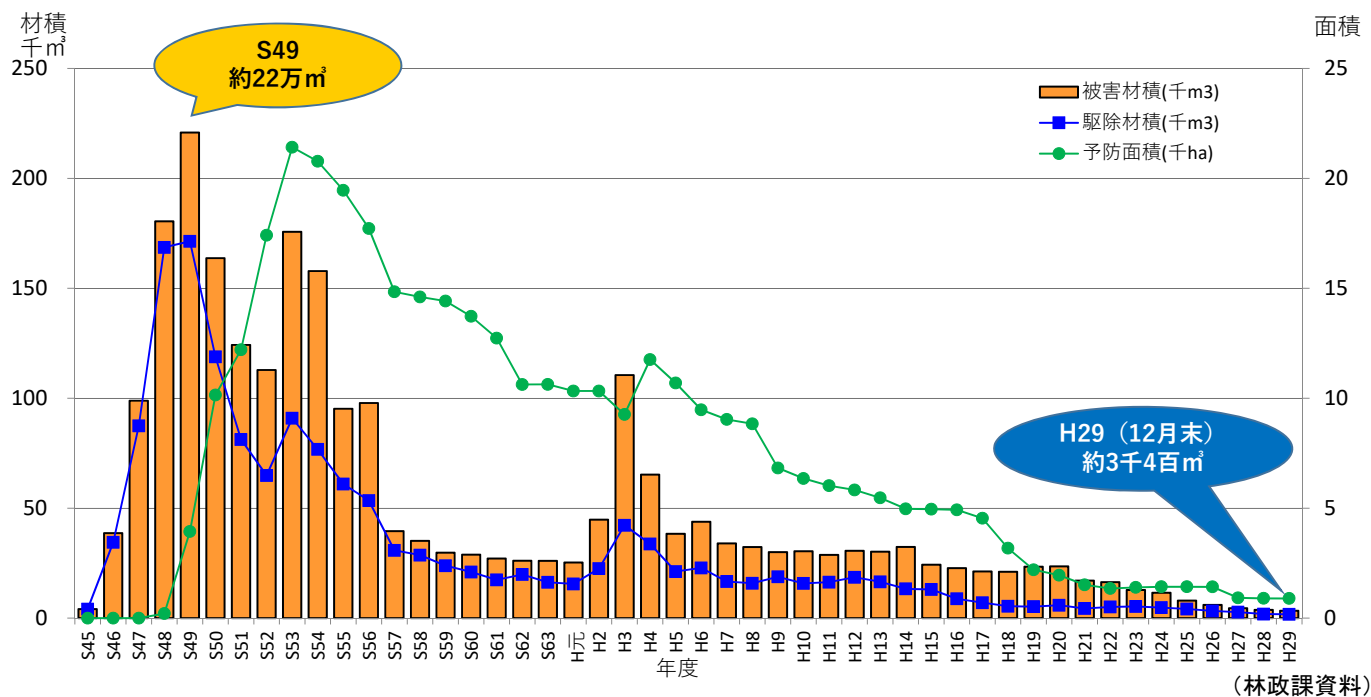


- 人工林の蓄積は昭和42年当時から約14倍に増加
- 現在の年間成長量は約914千m³（人工林762千m³・天然林152千m³）

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(6) 松くい虫被害状況の推移

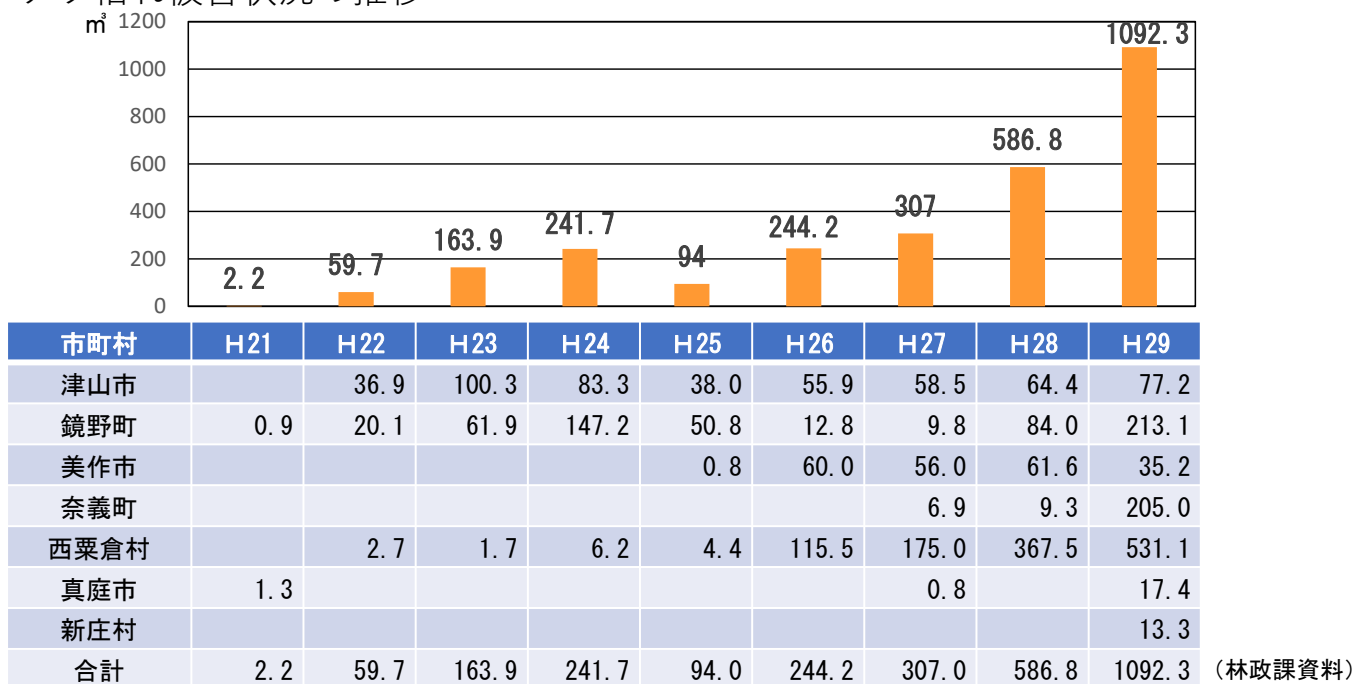


- 岡山県の松くい虫被害量は、昭和49年度に約22万 m^3 で過去最高
- 空中散布や伐倒駆除などの各種の防除対策を実施した結果、平成29年度の被害量は約3千4百 m^3 まで減少したものの、依然として広範囲にわたって発生

岡山県の森林・林業の現状

1 森林資源

(7) ナラ枯れ被害状況の推移

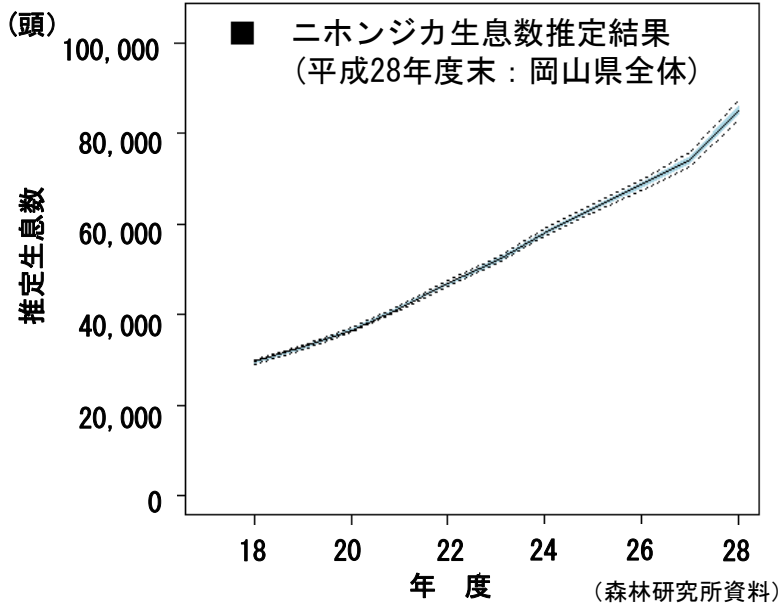


- 岡山県でのナラ枯れ被害は、平成21年度に初めて被害が確認
- 平成25年度に一時減少した後、近年は増加傾向にあり、平成29年度は平成28年度の約1.9倍の約1,100 m^3 の見込み
- 被害は県北東部の鳥取県境付近に集中（新たに新庄村で被害が確認）

岡山県の森林・林業の現状

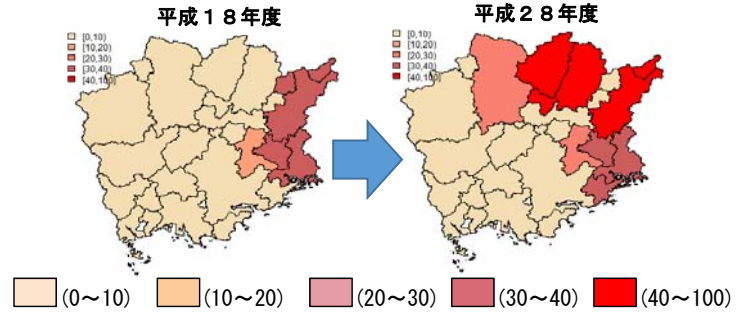
1 森林資源

(8) ニホンジカ生息数の推移



■ 生息密度の推移

(推定中央値：頭／森林面積km²)



推定生息数

85,100頭(中央値)
95%信用区間
83,010~87,251頭

推定増加数

10,890頭(中央値)
95%信用区間
10,330~11,451頭

推定自然増加率

1.231
95%信用区間
1.178~1.280

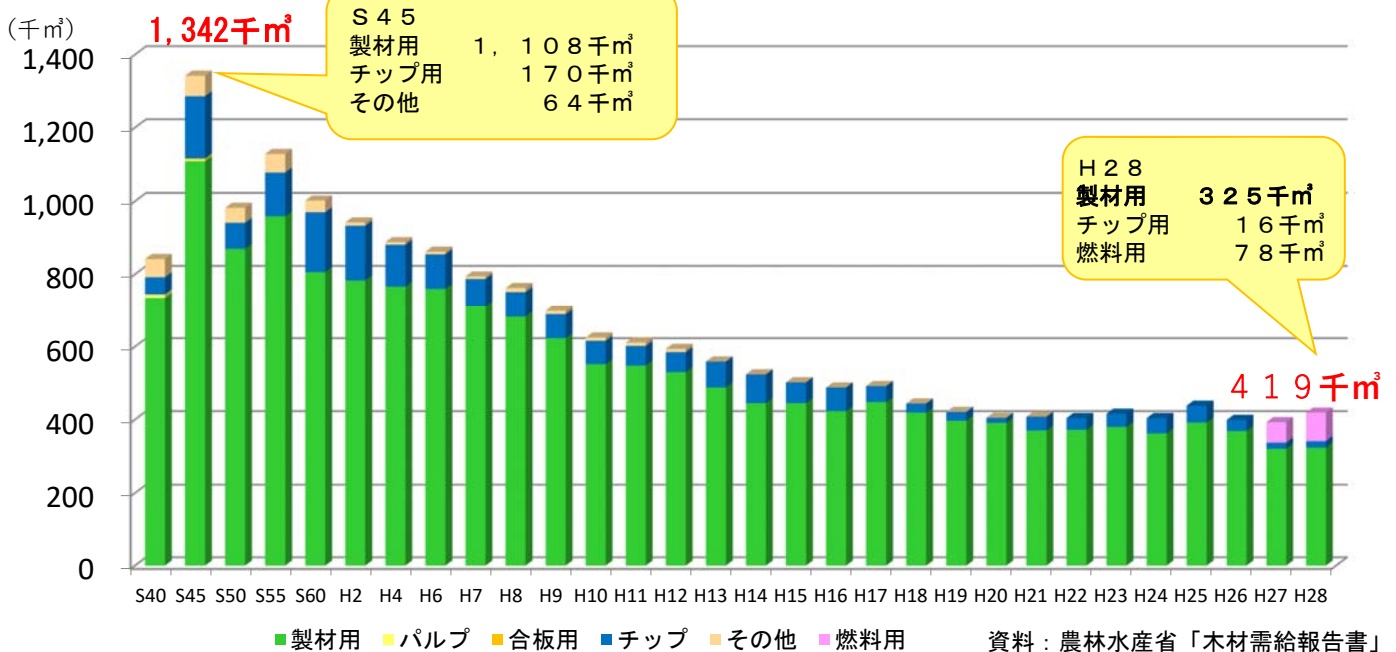
※自然増加率は、H26年度推定した増加率を使用

■ ニホンジカによる農林業被害額

平成28年 34,297千円
うち林業被害額 18,544千円 (54%)

岡山県の森林・林業の現状

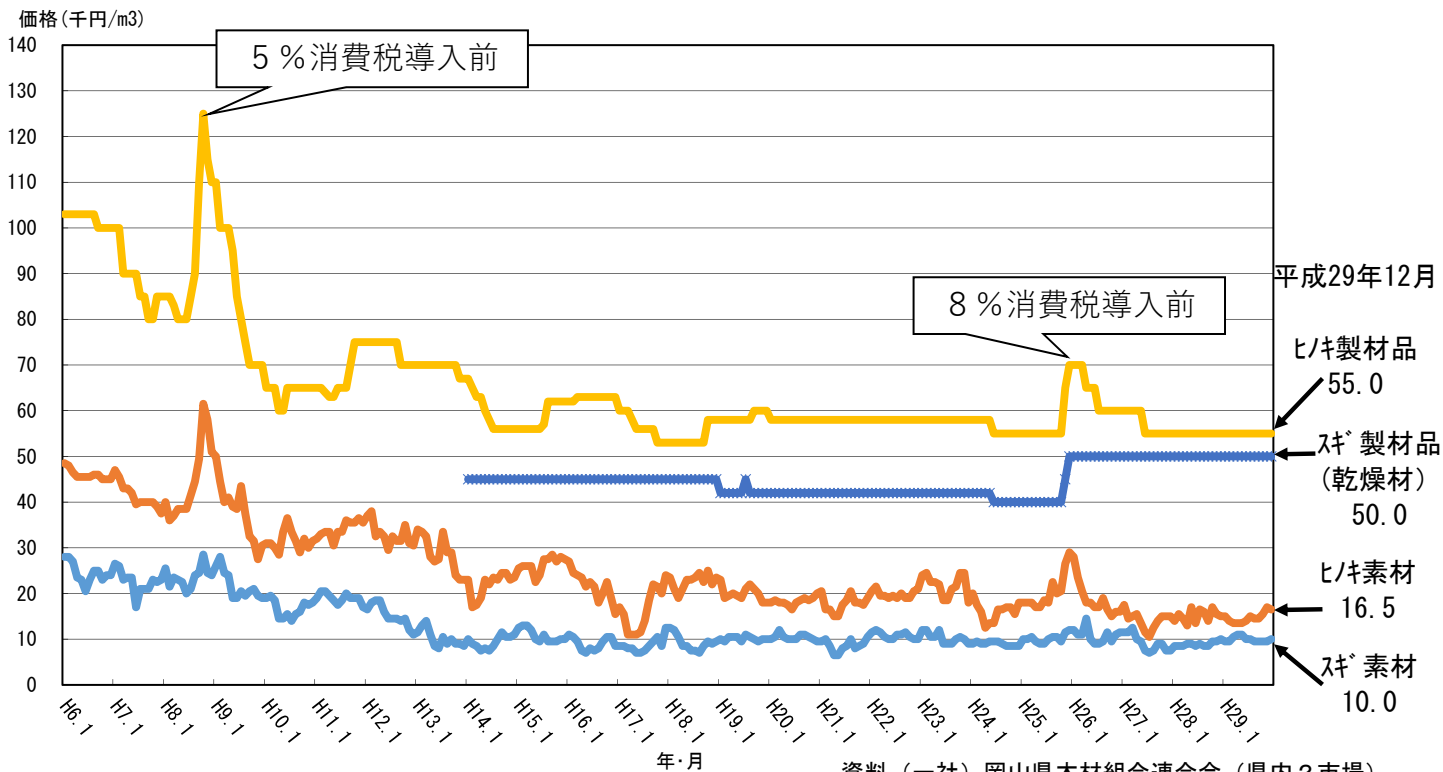
2 木材(丸太)需要量の推移



- 岡山県の木材需要量は昭和45年をピークに年々減少傾向にあるが、平成18年頃から40万m³程度で横這いに推移
- 需要量全体の8割が製材用
- 供給量の99%を国産材が占めており、全国的にも有数の国産材加工県

岡山県の森林・林業の現状

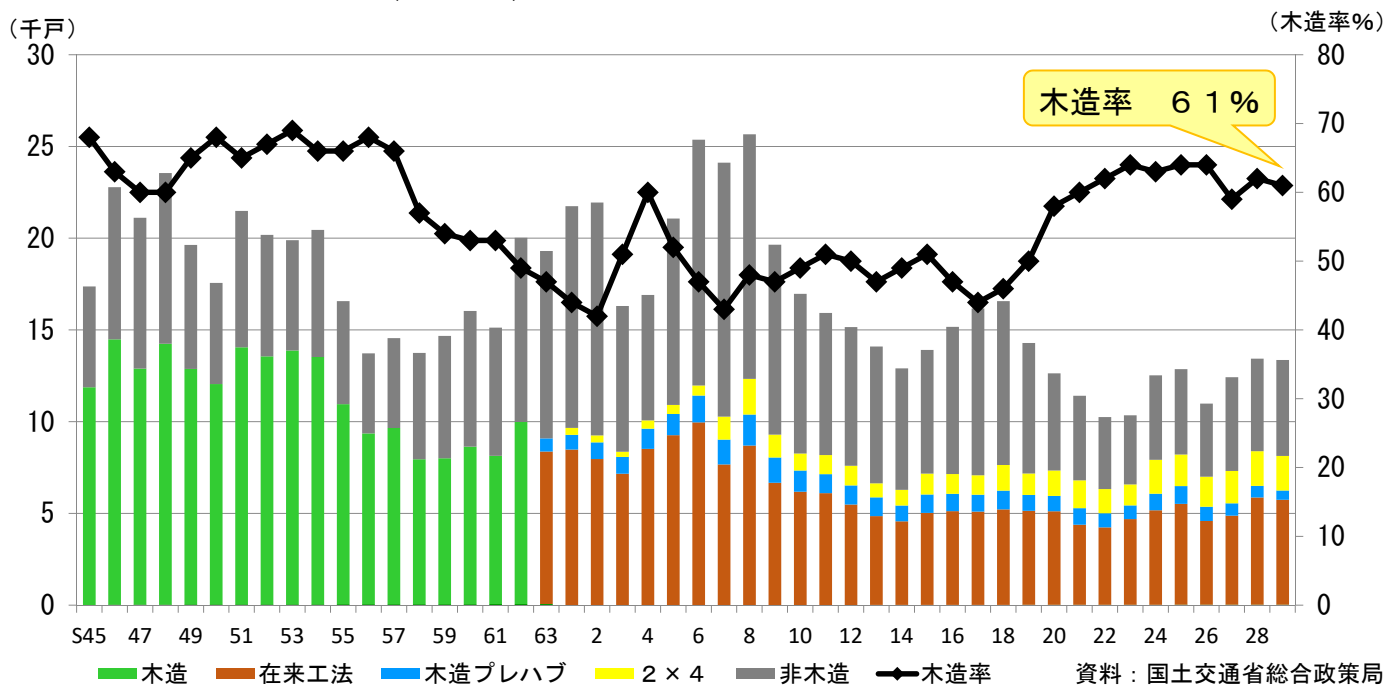
3 木材価格の推移



- 素材価格は近年値下がり傾向
- 製材品価格は平成9年以降急激に落ち込み、近年は横這いで推移

岡山県の森林・林業の現状

4 住宅着工戸数の推移(岡山県)



- 岡山県の平成29年の新設住宅着工戸数は13,327戸(対前年比0.6%減)のうち在来木造住宅は5,718戸(対前年比2%減)
- 新設住宅着工戸数の約6割が木造で、そのうち約7割が在来木造住宅

岡山県の森林・林業の現状

5 県内の木材輸出の動向

(単位：m³、百万円)

	平成27年次		平成28年次		平成29年次		前年比	
	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額	輸出量	輸出額
韓国	2,174	8	2,945	128	2,497	158	85%	123%
中国	591	1	992	41	1,957	130	197%	319%
その他	323		20	1	334	14		
合計	(9社)3,088	11	(8社)3,957	169	(13社)4,788	302	121%	178%

・その他：台湾、ベトナム、フィリピン
 ・四捨五入により計が合わない場合がある。

・（ ）：輸出企業数で延べ数

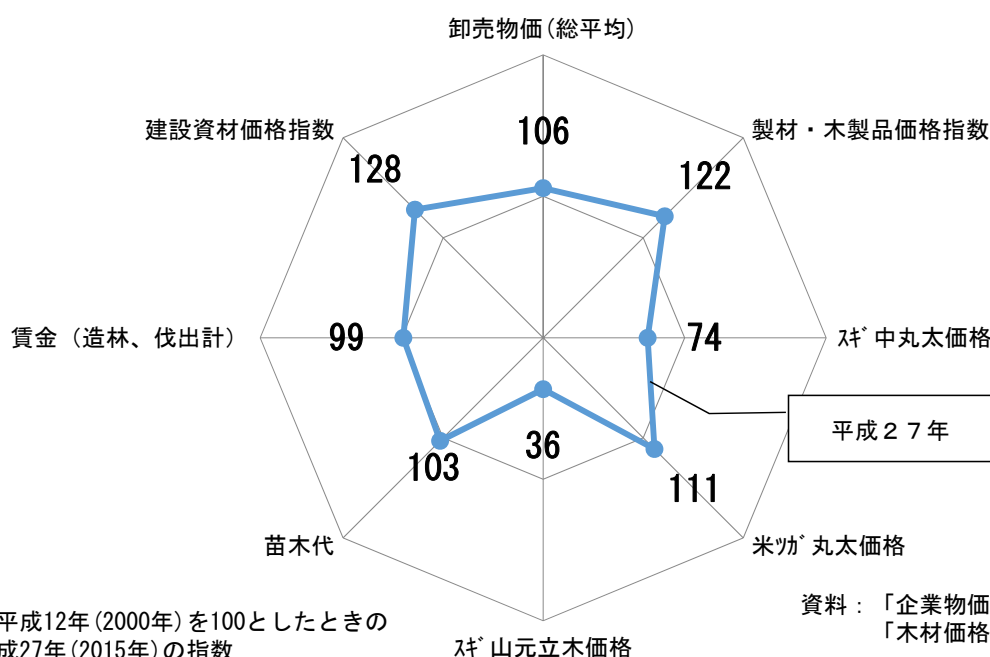
(資料：林政課調べ)

- 平成29年における県内の木材輸出額は302百万円で、前年比で1.8倍となった。

岡山県の森林・林業の現状

6 林業経営

(1) 林業生産を取り巻く諸因子の変化 (H12とH27との比較)

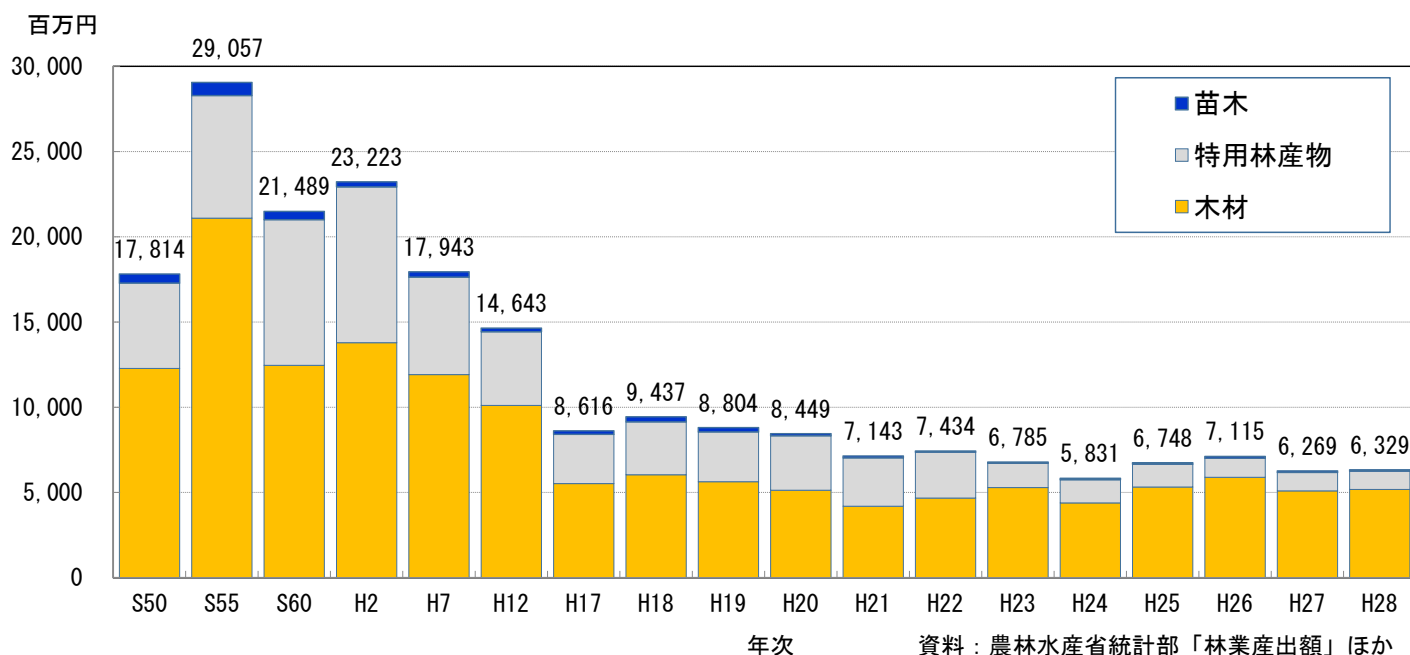


- 賃金や苗木代は平成12年と比べほとんど変わらないのに対し、スギの山元立木と丸太価格は下落している。

岡山県の森林・林業の現状

6 林業経営

(2) 林業粗生産額の推移

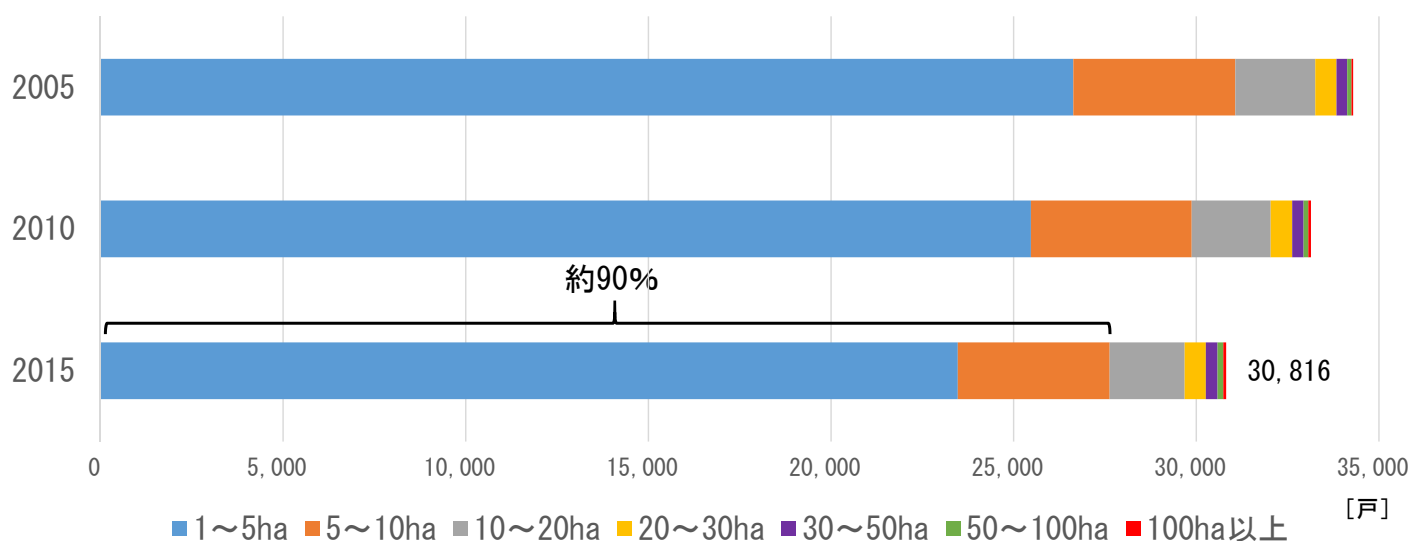


- 岡山県の林業粗生産額は昭和55年をピークに減少が続いている。
- 平成28年の内訳は、木材が約5.2億円（約82%）、特用林産物が約1.1億円（約17%）、苗木が約1億円（約1%）となっている。

岡山県の森林・林業の現状

6 林業経営

(3) 保有山林面積規模別林家数

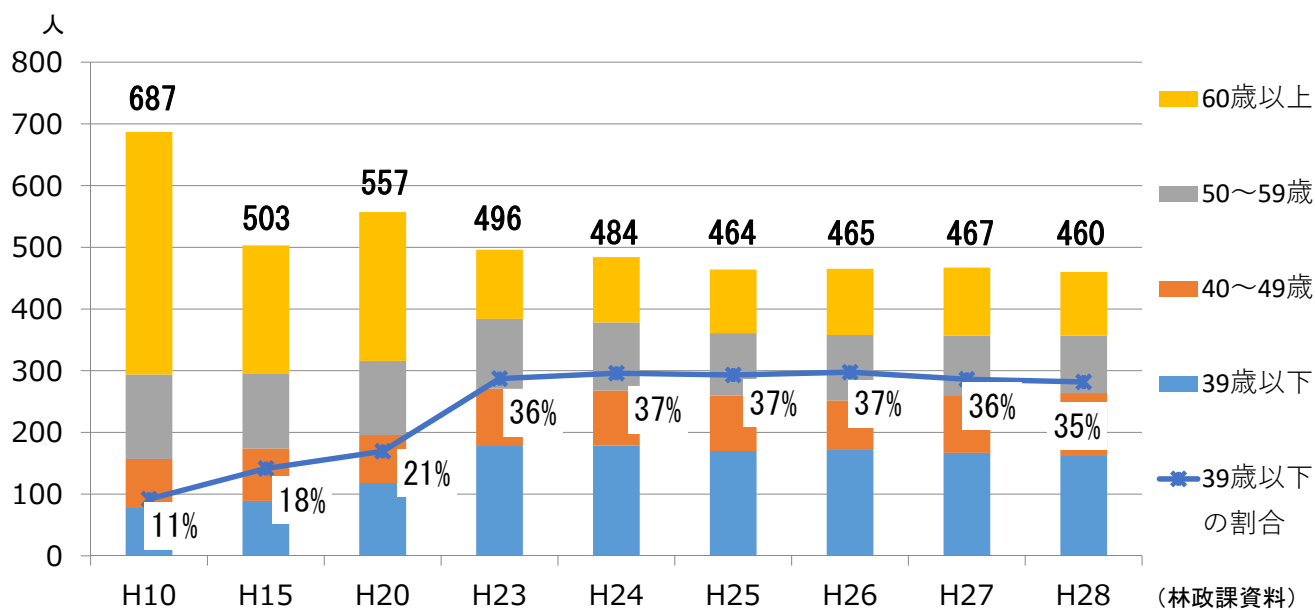


- 岡山県では零細な林家が多く、保有面積が1ha~10haの林家は全体の約9割を占める。

岡山県の森林・林業の現状

7 林業労働力

(1) 県内林業事業者の就業者の推移

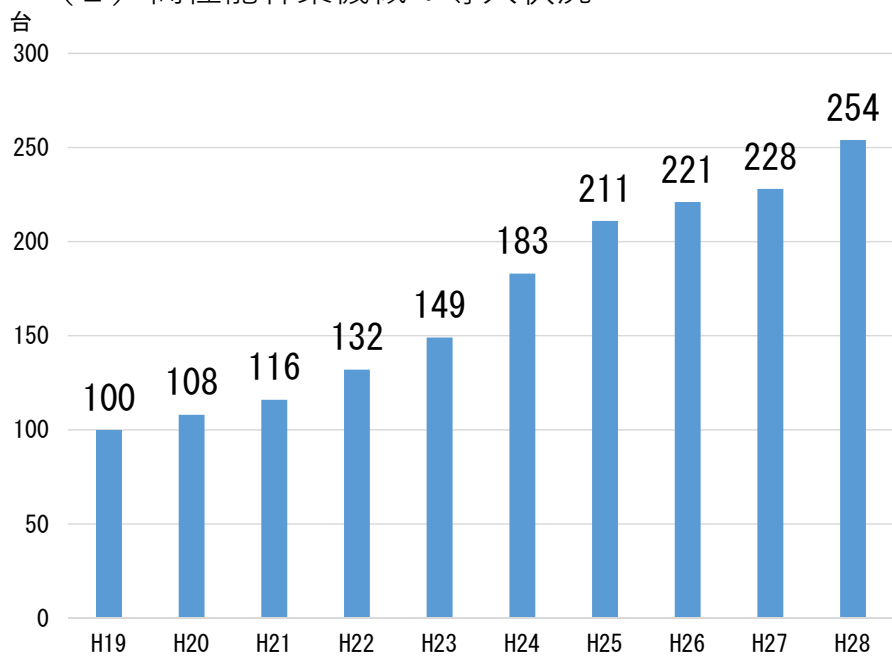


- 若い林業就業者数は平成10年度以降増加傾向で推移してきたが、ここ数年は横這い傾向にある。
- 平成28年度就業者の事業体内訳は、森林組合が265人（58%）、民間事業者が195人（42%）であり、民間事業者の就業者の割合が高まってきている。

岡山県の森林・林業の現状

7 林業労働力

(2) 高性能林業機械の導入状況



プロセッサ（木を同じ長さに切断し、丸太にする）



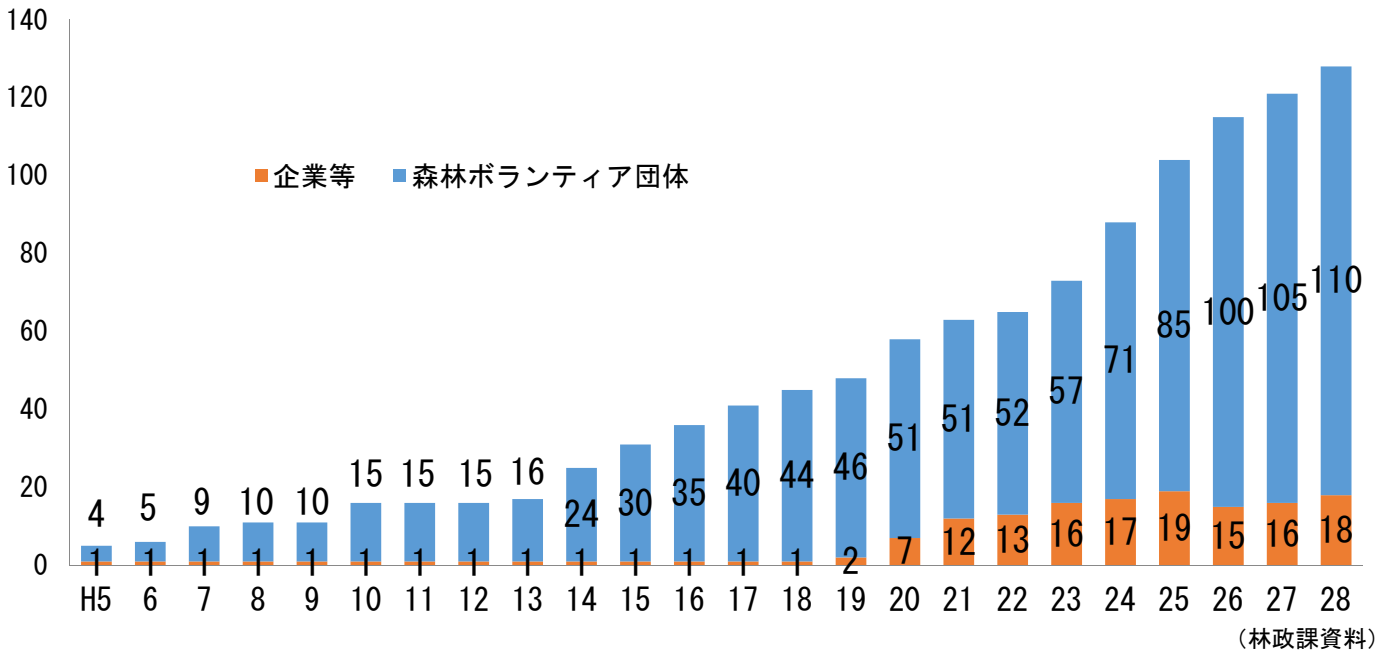
ハーベスタ（道近くの木を伐り、集める）

- 林業における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入が進んでいる。

岡山県の森林・林業の現状

8 県民参加の森づくり

(1) 森林ボランティアグループ数の推移



○ 県内各地で森づくり活動に自主的に取り組むボランティアグループや企業等が年々増加

岡山県の森林・林業の現状

9 平成26年度からの新たな動き

(1) 21おかやま森林・林業ビジョンの改訂

平成27年3月 改訂

改訂ビジョンの基本的方向

3つの『視点』と、4つの『基本方針』

- I 林業生産活動を通じた木材資源の確保
 - 1 収益性の高い林業による山村の振興
 - 2 循環資源である木材・木質バイオマスの利用推進
- II 森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保
 - 3 県民参加による森づくりの推進
- III 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保
 - 4 快適な森林環境の創出

新戦略

新たな課題への対応

「豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化」

「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させるための施策の推進

重点施策

少花粉スギ等への植替えと再造林等による齢級構成の平準化の推進

マーケティング戦略の展開（県産ヒノキ製材品の海外等への販路拡大）

C L T等の新製品・新技術と木質バイオマス発電による新たな木材需要の創出

岡山県の森林・林業の現状

9 平成26年度からの新たな動き (2) 岡山県県産材利用促進条例の制定等

岡山県県産材利用促進条例

平成29年3月21日 公布
平成29年4月1日 施行

第1条：目的

第2条：定義

第3条：基本理念

第4条
県の責務

第5条
県民等の
理解・協力

第6条
関係事業者相互
の連携及び協力

第7条
指針の策定

第8条
推進体制の整備

第9条
市町村に対する協力

第10条 施策の実施状況の公表

岡山県県産材利用促進指針

平成29年5月 策定

第1章 指針策定の趣旨等

第2章 基本的事項

第3章 指針の推進に向けての取組

その他

- ・ 公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項
- ・ 県産材需要拡大の推進体制 など

岡山県の森林・林業の現状



岡山県税制懇話会（平成25年度開催）における森林・林業の課題及び
おかやま森づくり県民税の使途の方向性・施策について

1 水源かん養、県土保全などの森林の持つ公益的効能を高める森づくり

課 題	使途の方向性・施策
健全な人工林の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・奥地林等での継続的な間伐実施 ・偏った齢級構成の平準化 ・再造林による林業経営の持続 <ul style="list-style-type: none"> ・スギ林の成熟に伴う花粉の大量発生対策 	健全な人工林の整備 <ul style="list-style-type: none"> 継続的な間伐等の推進 ・施業集約困難地への支援 ・木質バイオマス資源の活用 再造林による持続的な林業経営の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・再造林による人工林の若返り化 ・少花粉スギ苗木等供給体制整備
多様な森づくりと快適な森林環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害林の健全化 ・ナラ枯れ被害の拡大防止 ・居住地周辺等里山林の荒廃対策 	多様な森づくりと快適な森林環境の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫被害林の再生 ・ナラ枯れ被害林の健全化 ・里山林整備による快適な森林環境の創出 （荒廃森林の整備、有害鳥獣生息域の拡大防止等） ・市町村提案型森づくり

2 森林整備を推進するための担い手の確保と木材利用の促進

課 題	使途の方向性・施策
力強い担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識・技術を有する優れた人材の育成 	力強い担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的技術研修の拡充 ・意欲的な林業事業者の支援
木材の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・長期低落傾向にある木材価格 ・年々充実する人工林資源の活用 	木材の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の木造・木質化を促進 ・優れたヒノキ材の販路拡大

3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

課 題	使途の方向性・施策
県民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・森林の働き、林業の役割、県民税活用事業について一層の周知 	県民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信手段の多様化と充実 ・県民税事業実施者による啓発活動の促進
県民参加による森づくり活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティアグループや企業等による自主的な森づくり活動の促進 	県民参加による森づくり活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・サポートセンター活動への支援 ・企業との協働の森づくりの推進 ・森林体験学習や都市と山村交流活動の促進

おokayama森づくり県民税事業の主な実績と成果

「おokayama森づくり県民税」事業の実績（平成26～平成29年度）

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

- 1 健全な人工林の整備（1,260,865千円）
間伐等の実施、作業道の開設・補修・ストックポイントの造成、間伐材の搬出、低コスト再造林モデル林の整備、少花粉スギ等を普及促進するためのモデル林の設置等を支援
- 2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出（440,040千円）
松くい虫及びナラ枯れ被害林の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険木の除去、荒廃里山林等の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

- 1 力強い担い手の育成（136,890千円）
作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器具等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組、林業事業体の経営改善の推進等を支援
- 2 木材の利用促進（280,284千円）
公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、CLTの利用促進、県産材の販路拡大（輸出対策の強化）、森林認証等の取得促進の取組等を支援

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- 1 県民への情報提供（19,539千円）
森林・林業のPR動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、ヒノキ木工クラフトコンテスト・講演会等の開催、県民税事業実施者からの情報発信等を実施
- 2 県民参加による森づくり活動の推進（58,285千円）
森づくりサポートセンターの活動（植樹、保育つどい等の開催）、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等を実施

県民税事業充当額 合計 2,195,902千円

「おokayama森づくり県民税」事業の実績（平成16～平成29年度）

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

	(1期目)	(2期目)	(3期目)
1 健全な人工林の整備（4,359,935千円） 間伐等の実施、作業道の開設・補修、間伐材の搬出、少花粉スギ等を普及促進するためのモデル林の設置、16年台風第23号による風倒木被害地の復旧等を支援	1,465,137千円	1,633,933千円	1,260,865千円
2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出（959,436千円） 松くい虫及びナラ枯れ被害林の整備、被害木伐倒等による駆除、人家裏等の危険木の除去、主要なダム上流の人工林の整備、地域の実情や課題に対応した市町村による森林保全の取組を支援	83,703千円	435,693千円	440,040千円

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

	(1期目)	(2期目)	(3期目)
1 力強い担い手の育成（534,833千円） 作業道開設や現場指導者の研修会の開催、安全装備・器具等の導入、市町村による担い手の確保に向けた取組等を支援	186,740千円	211,203千円	136,890千円
2 木材の利用促進（1,038,166千円） 公共施設等への内外装木質化、木製用具の導入、C L Tの利用促進、県産材の販路拡大、森林認証等の取得促進の取組等を支援	351,158千円	406,724千円	280,284千円

III 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

	(1期目)	(2期目)	(3期目)
1 県民への情報提供（86,750千円） 森林・林業のP R動画の制作・広報、小学生向けの社会科副読本の作成、おokayama森づくり県民税を活用した取組の情報発信等を実施	41,042千円	26,169千円	19,539千円
2 県民参加による森づくり活動の推進（250,750千円） 森づくりサポートセンターの活動（植樹、保育つどい等の開催）、企業等による森づくり活動、都市と山村の交流活動の支援、みどりの大会等を実施	112,225千円	80,240千円	58,285千円
県民税事業充当額 合計	7,229,870千円	2,240,006千円	2,195,902千円

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

1 健全な人工林の整備

(1) 継続的な間伐等の促進

取組のポイント

- 間伐は、森林の公益的機能を将来にわたって持続的に発揮するために欠くことのできない作業
- これまでの対策では、16～45年生の間伐対象森林の解消を実行
- 間伐が進みにくい施業集約化困難地等における継続的な支援が必要

ビジョン数値目標【参考】

◇ 計画的な間伐により、健全な人工林を育成

項目	策定時 H20(2008)	改定時 H25(2013)	現況 H28(2016)	目標 H31(2019)
間伐面積	6.0千ha/年	5.4千ha/年	5.4千ha/年	4.6千ha/年

主な取組実績

- ・著しく間伐が遅れている奥地林・放置林の解消や施業集約化困難地への支援
- ・国庫補助事業と連携して間伐事業を加速化

H16～H29年度の間伐実施状況

年度	H16～H20	H21～H25	H26～H29	計
間伐計画面積	36,550 ha	29,400 ha	21,600 ha	87,550 ha
間伐実施面積 (A)	33,514 ha	33,876 ha	19,398 ha	86,788 ha
うち県民税 (B)	5,501 ha	14,498 ha	7,474 ha	27,473 ha
割合%(B/A)	16.4 %	42.8 %	38.5 %	31.7 %

取組への充当額

○ H16～H20
954,417千円

○ H21～H25
1,633,933千円

○ H26～H29
1,092,213千円

合計：3,680,563千円

※H29年度は補正予算額を計上

主な整備事例



放置された過密な森林



伐採



伐採後、林内に光が入った森林



林床に下草が生え、機能が高まりつつある森林

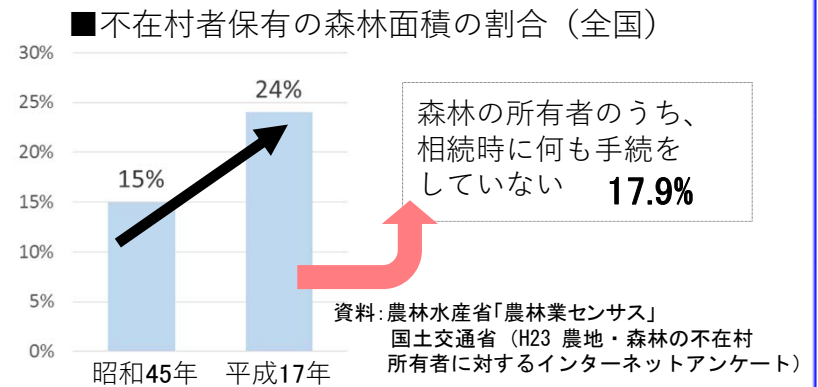
【成果】 ○施業集約化等が困難なために間伐が遅れた森林を解消
 ○国庫補助と連携した間伐による公益的機能の早期回復
年間約2,000haの間伐を実施

情勢等の変化

- ◆ 世代交代、不在村化等により、所有者や境界などの特定が困難
- ◆ 所有者の経営規模拡大の意欲が低い。
- ◆ 表土の流出が見られるなど、緊急に間伐が必要な森林が依然として存在
- ◆ 近年の局所的豪雨（ゲリラ豪雨）の頻発により、流木の発生等山地災害の増加が懸念

4～9 齢級の スギ・ヒノキ人工林 間伐対象林 63,500ha	間伐が必要な森林 38,000ha	表土の流出が見られるなど 緊急に間伐が必要な森林 23,000ha [4,600ha/年]
---	----------------------	---

資料：H29年度間伐推進計画調査分析結果による（岡山県）



注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。

注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

【今後の課題】 ○緊急に間伐が必要な森林23,000haの解消
 ○人工林を自然林に近い針広混交林へ誘導

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

1 健全な人工林の整備

(2) 再造林による持続的な林業経営の実現

取組のポイント

- 人工林資源は次第に充実してきているものの、25年生以下の若齢林は極端に少なく、いびつな年齢構成
- 「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環
- 再造林による人工林の若返り化を図り、均等な年齢構成へと誘導。あわせて、花粉の大量発生に対処するため、少花粉スギ苗木等を使用した再造林を推進

ビジョン数値目標【参考】

◇ 再造林などを推進することで年齢構成を平準化

項目	策定時 H20 (2008)	改定時 H25 (2013)	現況 H28 (2016)	目標 H31 (2019)
造林面積	—	163ha/年	188ha/年	200ha/年

生き生きプラン指標【参考】

◇ 少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの割合

0. 2% (H27) → **90%以上 (H32)**

※県内の森林において植替えに使用されるスギ・ヒノキ苗木を対象

取組実績

○ 低コスト再造林モデル林の整備

再造林の低コスト化を図るため、伐採から植栽までを一貫して行うモデル林を設置。作業システム構築のためのデータを収集。

低コスト再造林モデル林の設置 5箇所 8.85ha



伐採・集材



造材・運材



木材の搬出後、直ちにコンテナ苗を植栽、データの収集

取組への充当額

○ H16～H20
— 千円

○ H21～H25
— 千円

○ H26～H29
65,971千円

合計：65,971千円

※H29年度は補正予算額を計上

取組実績

○ 少花粉スギ苗木等を使用した再生林の推進

・少花粉スギモデル林設置状況（または植栽・下刈りの実績）

単位：ha、本

設置年度	H22	H23	H24	H25	H26	H26	H27	H28	H29	計
設置場所	美咲町	奈義町	新庄村	津山市	新見市	真庭市	西粟倉村	鏡野町	美作市	9箇所
面積	0.20	0.10	0.10	0.16	0.20	0.20	0.20	0.10	0.10	1.36
植栽本数	600	330	300	480	500	500	300	150	300	3,460



採種園整備（種子採取）



苗木生産

・少花粉スギ専用採種園の整備

既存採種園の改良：1.70ha 新規採種園の造成：0.30ha

【成果】 ○ 低コスト再生林モデルの設定（5箇所）、林業関係者等への普及PR
 ○ 少花粉苗木供給体制の構築、少花粉スギモデル林の設置（9箇所）による普及促進

情勢等の変化

- ◆ 人工林の森林資源は46～50年生がピークで、高齢林分が多い。
- ◆ 森林所有者の経営規模拡大への意欲は低く、再生林の前提となる主伐の意向も少ない。
- ◆ 再生林を行っても、ニホンジカにより食害を受ける。

植栽木の枯損、表土の流出・裸地化

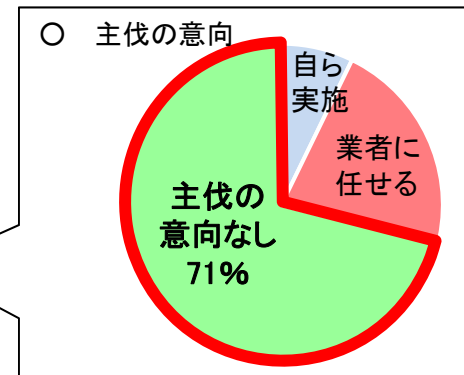
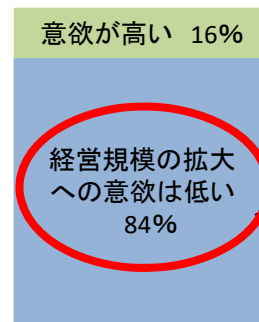
公益的機能の低下

シカ被害額の

1/2以上が林業被害額



■ 森林所有者の経営意欲に関する調査



資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(H27)に基づき作成
 注1：意欲が高い者とは、経営規模を拡大したいと回答した者。また、林業をやめたいとした者は集計から除いている
 注2：主伐の意向は、今後5年間の意向

【今後の課題】

- 環境に配慮した小面積伐採の推進、一貫作業システムによる確実な再生林の実施
- 少花粉苗木の需要に対応できる安定供給体制の整備と確実な植替えの促進（植替えの割合90%以上）
- シカ被害に対する根本的な対策強化（生息密度の低下）

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

(1) 放置された里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保

(2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

取組のポイント

- 放置された里山林等では多くの課題
 - ・松くい虫被害林の健全化
 - ・ナラ枯れ被害の拡大防止
 - ・土砂災害の発生防止
 - ・野生鳥獣被害の防止
- 松くい虫・ナラ枯れ被害林を病害虫に強く健全な天然林へ誘導
- 薄暗く荒廃した里山林等の整備、有害野生鳥獣生息域での緩衝帯の整備等を実施。また、集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等の調査を実施。
- 市町村からの提案による、地域の課題等に対応した取組を支援

ビジョン数値目標【参考】

◇ 森林を保全し活用する環境づくりの推進

項目	策定時 H20 (2008)	改定時 H25 (2013)	現況 H28 (2016)	目標 H31 (2019)
育成 天然林 施業面積	60ha/年	110ha/年	106ha/年	130ha/年

※樹種転換を含む

主な取組実績

- 松くい虫被害林の再生 (H21～29)
 - ・ 松くい虫被害林の整備 919ha
 - ・ 松くい虫被害発生源の除去 9,704m³
 - ・ 人家裏等の危険な被害木の除去 19,250m³



被害状況



被害木の
伐倒・整理



更新木による
再生



危険な被害木の除去



現況

取組への充当額

○ H21～H25
435,693千円

○ H26～H29
440,040千円

合計：875,733千円

※H29年度は補正予算額を計上

主な取組実績

- ナラ枯れ被害林の再生(H22-29)
 - ・搬出助成 9,428m³
 - ・樹幹注入 521本
 - ・被害跡地更新 639m³



未利用広葉樹のしいたけ原木への利用促進



薬剤の樹幹注入



被害地の伐倒処理

- 荒廃里山林や緩衝帯等の整備 (H24-29)
 - ・荒廃里山林等の整備 65ha



里山林等の再生
(伐りすかし、柵工等)



整備前



整備後

有害野生鳥獣の生息域拡大防止のため、人家等の
周辺森林での緩衝帯整備

I 水源のかん養、県土保全などの森林の持つ公益的機能をもつ森づくり

2 多様な森づくりと快適な森林環境の創出

(1) 放置された里山林等を整備し、安全で快適な森林環境を確保
(2) 地域における課題に対応した多様な森づくり

主な取組実績

○ 集落周辺の荒廃森林調査 (H26～29)

- ・ 集落等の周辺森林の荒廃状況調査
- ・ 森林災害等の未然防止パトロール
- ・ 松くい虫、ナラ枯れ、野生鳥獣による被害森林の調査
- ・ 山火事防止の啓発活動、山火事跡地の植生回復状況の調査 等



荒廃森林調査



危険な松枯れ調査

○ 市町村提案型森づくり事業 (H21～29)

- ・ 松くい虫被害木の除去
2,298m³
- ・ 松くい虫被害の予防
(樹幹注入等) 18,063本
- ・ 間伐用林業機械等の導入
26台
- ・ 市民参加による森づくり活動
244団体
等



市民参加による里山林の整備



松くい虫被害の予防 (薬剤の樹幹注入)

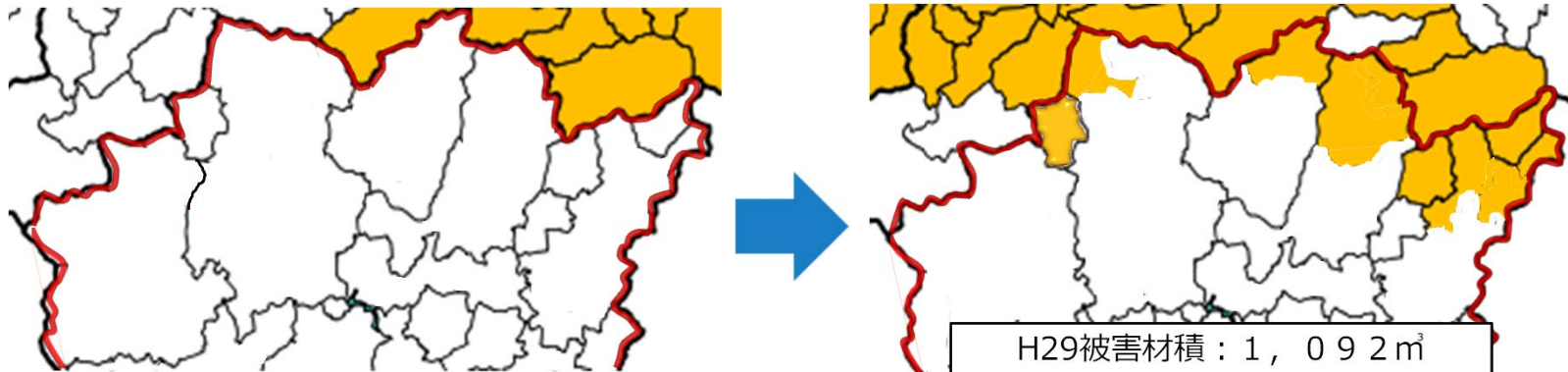
- 【成果】**
- 松くい虫被害地を自然力を活かして広葉樹林等へ再生、被害を低減
 - ナラ枯れ被害地での早期対策により、周辺地域への急激な拡大を抑制
 - 放置された里山林等の整備により、安全で快適な森林環境を確保
 - 市町村からの提案による森づくりを支援し、地域の課題の解決等に貢献

情勢等の変化

- ◆ 松くい虫の被害は年々減少しているが、依然として広範囲にわたって被害が発生
- ◆ ナラ枯れの被害は年々増加しており、特に県北東部の鳥取県境付近に被害が集中
(平成29年度に新庄村で新たに被害発生)

被害発生面積
H17 30千ha
H29 6千ha

■ ナラ枯れ被害の発生地域の推移



平成20年度
被害なし

H29被害材積：1,092³m

平成29年度
津山市ほか6市町村

- 【今後の課題】**
- ナラ枯れ被害の先端地域における重点的な対策
 - 病虫害の被害を受けた里山林等を健全な天然林へ誘導

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

1 力強い担い手の育成

(1) 優れた担い手の育成・強化

(2) 地域林業の中核を担う林業事業体への支援

取組のポイント

- 生産性の高い魅力ある林業を実現し、森林の整備を一層推進するためには、引き続き、若者の林業への参入を支援
- 現場作業の指導・管理等の専門的な技術研修を拡充することで、優れた担い手を育成・強化
- 意欲と実行力を有する林業事業体の取組に重点的に支援

ビジョン数値目標【参考】

◇ 若者の新規就労者の育成と定着を図る

項目	策定時 H20 (2008)	改定時 H22 (2010)	現況 H27 (2015)	目標 H31 (2019)
林業作業士 認定者数	234人	273人	—	350人
林業作業士 登録者数	—	142人	206人	200人

主な取組実績

- ・ 優れた知識と技能を有する現場技術者 131人
(林業作業士、現場指導者、作業道机°レーター)
- ・ 安全作業装備・器具等の助成
延べ172事業体 3,115人
- ・ 市町村による担い手の確保の推進 7市町村
- ・ 新規就業者の現場研修経費助成 228人
- ・ 高校生等への林業インターンシップ 149人

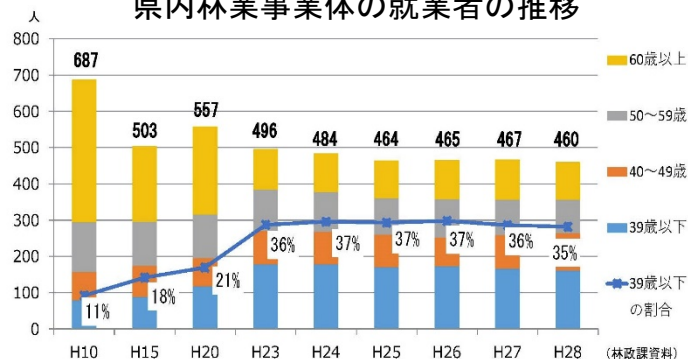


防護衣等の安全装備

地域林業の担い手 サポート事業実施市町村

津山市、新見市、真庭市、
新庄村、鏡野町、西粟倉村、
美咲町

県内林業事業体の就業者の推移



取組への充当額

○ H16～H20
186,740千円

○ H21～H25
211,203千円

○ H26～H29
136,890千円

合計：534,833千円

※H29年度は補正予算額を計上

主な取組事例



現場指導者の育成研修



作業道のオペレーター研修



林業就業ガイダンスに市町村も参加



林業作業体験プログラムの開催

- 【成果】**
- 林業の若い担い手割合が増加(39歳以下割合 H15 18%→H28 35%)
 - 作業内容に応じた高い技術と知識を有する担い手が増加

情勢等の変化

- ◆ 毎年度20～30人程度の新規就業者が確保されるが、定着が進まない状況
- ◆ 伐倒・造材の作業時に林業労働災害の約6割が発生しており、伐倒技術の向上が急務
- ◆ 少子高齢化が進み、林業のみならず各分野で担い手不足が進行

労働災害の状況（千人率）

年度	H15	H28
林業	29.7	31.0
木材産業	10.2	11.0
全産業	2.6	2.2

・千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもの

必要な林業就業者数の試算

- 1 ビジョン数値目標
木材(丸太)生産量 H31 530千m³
- 2 主な作業
 - ・伐採・集積・運搬作業
 - ・造林・保育作業
 - ・森林作業道開設作業
- 3 事業体の生産能力から試算
○必要な就業者数 590人
∴H28年度現在 460人であることから、130人が不足

- 【今後の課題】**
- 優れた担い手の育成・確保のための研修内容や研修施設の充実
 - 不安定な就労条件の改善と労働災害対策

II 森林整備を推進するための担い手の確保と木材の利用促進

2 木材利用の促進

(1) 公共施設等への木材利用の促進

(2) 県産材の需要拡大

取組のポイント

- 森林資源が充実しつつある中、林業経営の持続を通じた森林の適正な整備を促進するためには、県産材の需要拡大が重要
- 公共施設等への県産材利用を更に促進
- ヒノキの優れた材質や県内の木材加工技術を活かした県産材の国内外への販路拡大を促進

県産材利用促進指針目標【参考】

◇ 県が整備する公共建築物における県産材の利用目標

現況の年間利用量(A) (平成23~27年度の平均)	5年間の目標量(累計) (平成29~33年度)	単年度平均(B) (伸び率: (B)/(A))
442m ³	2,425m ³	485m ³ (110%)

※利用目標量には、木製品の導入等を含む。

主な取組実績

- 公共建築物等の木造化・木質化、木製品の導入
849箇所 2,433m³ (H16~H29)

【内訳】

公共施設、文教施設(学校、保育園等)	731箇所
社会福祉施設(特別養護老人ホーム等)	31箇所
集会コミュニティ施設(集会所、公民館等)	16箇所
観光レクリエーション施設(公園等)	35箇所
その他(商店街等)	36箇所

- CLTの導入促進 7箇所 158m³ (H29~)

【内訳】

学校1箇所、こども園1箇所、
図書館1箇所、その他施設 2箇所

- 販路拡大への取組 (H24~)
都市部や海外での展示・商談会への出展、
販売拠点づくりや市場調査等を実施



県と市町が広域連携して木材輸出を支援



公共建築物等の木質化
(社会福祉施設)



CLTの導入促進(事務所)

取組への充当額

○ H16~H20
351,158千円

○ H21~H25
406,724千円

○ H26~H29
280,284千円

合計: 1,038,166千円

※H29年度は補正予算額を計上

主な取組事例



C L T を利用した公共建築物



木製用具の導入



韓国展示会への出展



エンドユーザー等へのPR

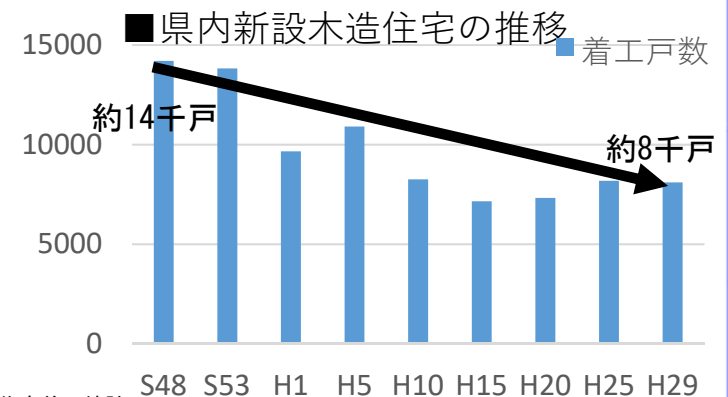
- 【成果】**
- 多くの県民が利用する公共施設等において県産材利用を支援（849施設へ支援）
 - 公共建築物等におけるC L Tの新たな利用を普及促進（新規導入 158㎡）
 - 海外を含めた県産ヒノキ製材品の新たな販路を開拓（県内から韓国への木材輸出货量 H26 : 1,785㎡→H28 : 2,945㎡）

情勢等の変化

- ◆ 住宅需要は年々減少
- ◆ 公共建築物等木材利用促進法（H22年10月施行）や岡山県県産材利用促進条例（H29年4月施行）の制定

公共建築物に限らず、住宅など一般建築物へ幅広く利用促進を図る好機

- ◆ 新たな木材製品や技術の開発・普及が求められている一方、地域で流通している製材品等の需要拡大も必要



【今後の課題】

- これまで木造化・木質化が進まなかった中高層建築物・低層非住宅建築物への木材利用促進
- 木造住宅の普及と、品質・性能に優れた県産乾燥材・C L T等の利用促進
- 県産材の供給力を継続していくため県内外の新たな販路を開拓、新たな製品・技術の開発・実証

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

1 県民への情報提供

取組のポイント

- 森林の大切さに重点を置いた広く親しみやすい周知活動の展開
- 広報・情報発信手段の多様化と充実
- 県民税事業実施者が行う現場からの情報発信

取組への充当額

○ H16～H20
41,042千円

○ H21～H25
26,169千円

○ H26～H29
19,539千円

合計：86,750千円

※H29年度は補正予算額を計上

主な取組実績



森林・林業就業PR動画の制作・広報



小学校社会科副読本の作成 99,000部



イベント等での広報 随時



ヒノキPR動画の制作・広報



主な取組実績



木エクRAFTコンテストの開催



林業体感ツアーの開催

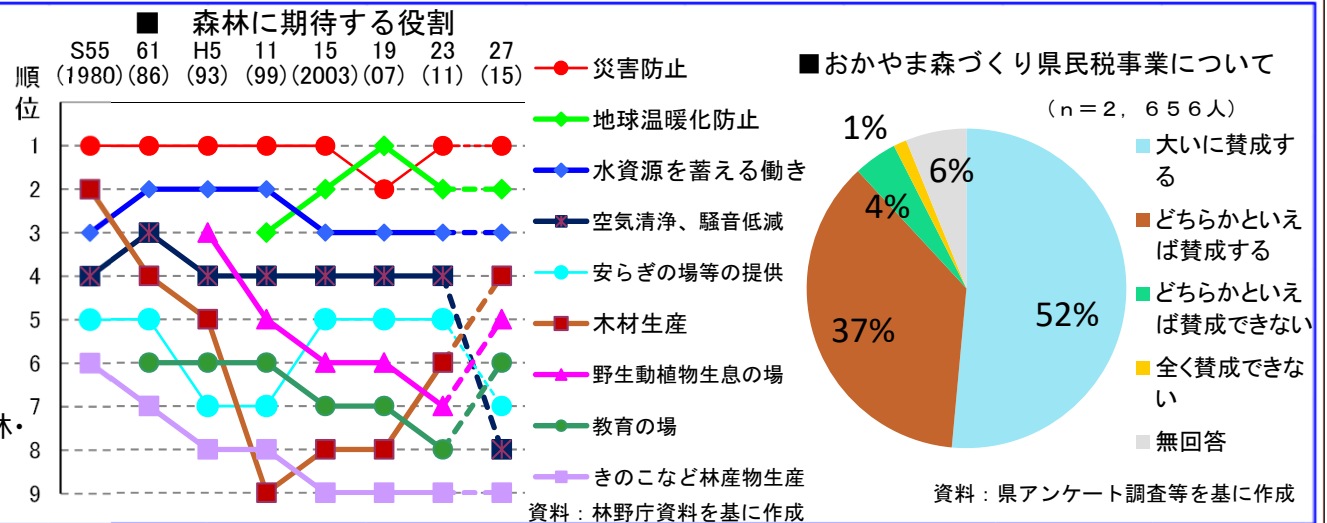


講演会の開催

- 【成果】**
- 小学校副読本の作成や森林等のPR動画配信など、親しみやすい周知活動を展開
 - 県民税事業実施者からの情報発信により、県民の森林・林業に関する理解を促進

情勢等の変化

- ◆ 森林に期待する役割について [国の調査]
 - ・ 「災害防止」、「地球温暖化防止」、「水資源を蓄える働き」と回答した人の割合が高い。
 - ・ 住宅用建材等の原材料となる木材を生産する働きへの期待が再び上昇
- ◆ 県民税事業の取組について [県の調査]
 - ・ 「大いに賛成」、「どちらかといえば賛成する」が全体の約9割
- ◆ 小学校から高校までの教育現場において、森林・林業の情報に触れる機会や実体験が少ない。
 - ➡ 森林・林業の担い手不足の一因



【今後の課題】

- 森づくり活動を支える県民意識のさらなる醸成
- 将来の担い手となりうる児童・生徒への森林・林業情報等の提供

Ⅲ 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

2 県民参加による森づくり活動の推進

- (1) 県民参加による森づくり活動の一層の推進
- (2) 森林・自然を活用した体験学習を促進

取組のポイント

- 自主的なボランティア活動の発展のため、「おかやま森づくりサポートセンター」を拠点とした活動や、企業等との協働の森づくり活動を促進
- 森林・自然を活用した体験学習や山村交流活動を促進

ビジョン数値目標【参考】

◇森づくり活動への企業等の参画を促進

項目	策定時 H20(2008)	改定時 H25(2013)	現況 H28(2016)	目標 H31(2019)
森づくり活動への参加企業数	9社	17社	22社	30社

主な取組実績 ○県民参加による森づくり活動



森づくり活動への参加
954回（延べ48,233人）



おかやま森づくりサポートセンターの活動支援



二酸化炭素森林吸収評価の認証



企業の森づくり活動への支援
22企業・団体

取組への充当額

○H16～H20
112,225千円

○H21～H25
80,240千円

○H26～H29
58,285千円

合計：250,750千円

※H29年度は補正予算額を計上

主な取組実績

○ 森林・自然を活用した体験学習



みどりの大会の開催 14回（延べ7,000人）



都市と山村との交流促進 18団体



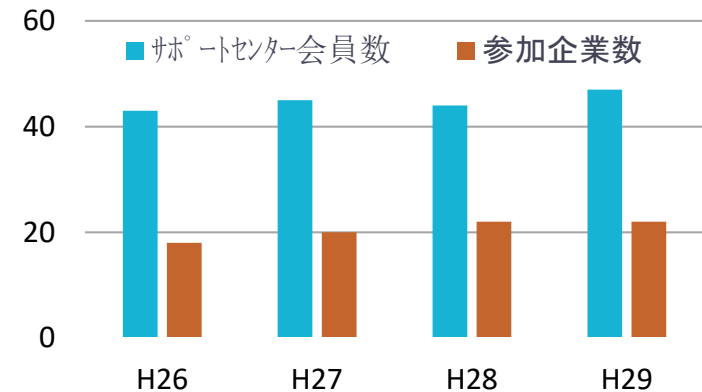
- 【成果】**
- 自主的な森づくりに取り組むボランティア団体や企業等が増加（9社→22社）
 - みどりの大会の開催や山村交流活動により、森林の重要性の理解を促進

情勢等の変化

- ◆ 「おかやま森づくりサポートセンター」の会員数が、ここ数年横ばいで推移。森づくり活動への新規参加企業数も伸び悩み。
- ◆ 一方で、県内のボランティア団体数は増加傾向にあり、森づくり活動に関する相談が多く寄せられている。

↓
新規参画の可能性有

おかやま森づくりサポートセンター会員数
及び企業の森参加数の推移



- 【今後の課題】**
- 県民・企業等が森づくりに新規参画できるための環境整備
 - みどりの大会の開催などを通じた、県民の森づくりに対する意識の向上

森林環境税(仮称)・森林環境譲与税(仮称)と新たな森林管理システムについて

1 森林環境税(仮称)と森林環境譲与税(仮称)の創設

「平成30年度与党税制改正大綱」において、次の内容が明記

- ・ 自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度が創設され、森林関連法令の見直しを行い、平成31(2019)年4月から施行予定
- ・ 森林関連法令の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を平成31(2019)年度税制改正において創設

2 森林環境譲与税(仮称)の用途

税制改正大綱の税創設の経緯を踏まえ、市町村自らが森林管理を行う新たな制度(新たな森林管理システム)において、森林整備等に必要な財源に充当することはもとより、税制改正大綱では、次のとおり示されている。

- 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
- 都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用

3 森林環境譲与税(仮称)の譲与基準等

譲与割合	市町村90/100、都道府県10/100 経過措置として、平成31(2019)年度～平成44(2032)年度までの間、市町村への譲与割合は当初の8割から9割へ増加する。
譲与基準	5/10の額 → 私有林人工林面積(※林野率による補正) 2/10の額 → 林業就業者数 3/10の額 → 人口
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率は個人課税のみで年額1,000円 ・ 森林環境税(仮称)は、平成36(2024)年度から課税 ・ 森林環境譲与税(仮称)は平成31(2019)年度から譲与

4 森林環境譲与税（仮称）の用途のポイント

（使 途）

- ・ 法令で定める用途の範囲で適切に執行される必要がある。
- ・ 新規の施策あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てる。
- ・ 具体の用途について、各市町村、県、国において公表

（管 理）

- ・ 条例による基金もしくは特別会計で管理
(複数年度分をまとめて執行した方が効果的である場合や、森林所有者との調整の遅れから単年度の譲与税が全額執行できないことを想定)

5 新たな森林管理システム（「森林経営管理法案」）

- ・ 市町村自らが管理を行う新たな制度として、現在、「森林経営管理法案」が今国会に提出され審議中
- ・ 法案では、森林所有者の責務が明確化され、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理するなど市町村に新たな役割
- ・ 都道府県は、市町村の森林管理や適切な森林整備が円滑に実施できるよう、民間事業者の選定を行うなど、連携して支援を実施

（これまでの取組）

- ・ 森林環境税（仮称）等に係る市町村説明会開催（2月13日）
- ・ 閣議決定された森林経営管理法案の内容について、県民局から市町村担当課へ説明（3月中旬）
- ・ 市町村にアンケートを実施し、その結果を踏まえた課題の整理
- ・ 市長会、町村会において、市町村長に説明（4月17、18日）

（今後の進め方）

- ・ 県北・県南ブロック毎に、県と市町村の第1回検討会を開催したところであり、継続して、新たな森林管理システムの取組と森林環境譲与税の用途等、課題解決に向けた具体的な進め方の検討を行う。

平成30年度税制改正大綱（抜粋）

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

（序文）

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。

森林環境税（仮称）は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で、温室効果ガス吸収源等としての重要な役割を担う森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行う。

森林環境税（仮称）は、地方の固有財源として、その全額を、国の一般会計を経ずに、交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込んだ上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与する。森林環境譲与税（仮称）については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

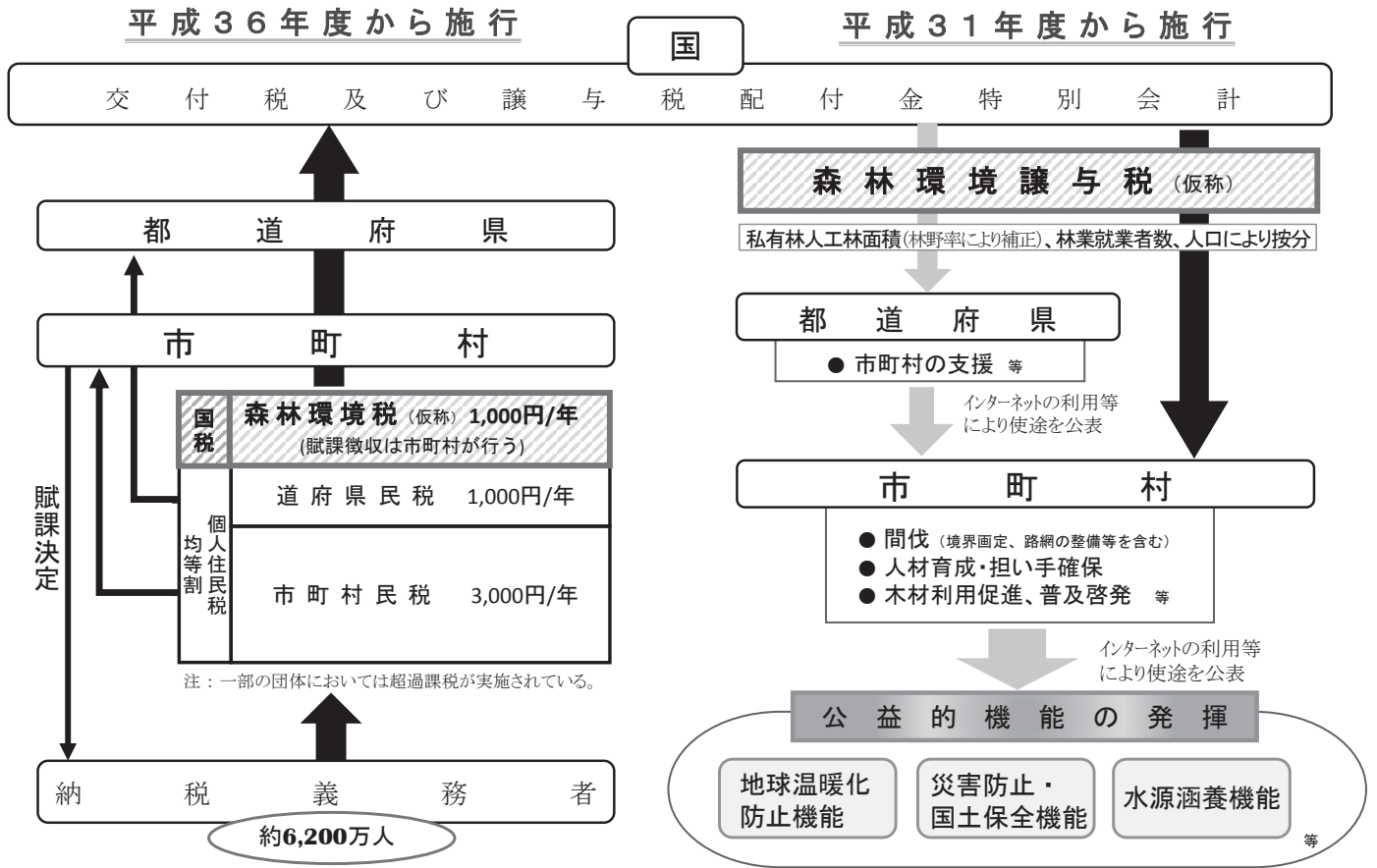
森林環境税（仮称）については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税する。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる需要量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。

一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）の譲与は、平成31年度から行う。

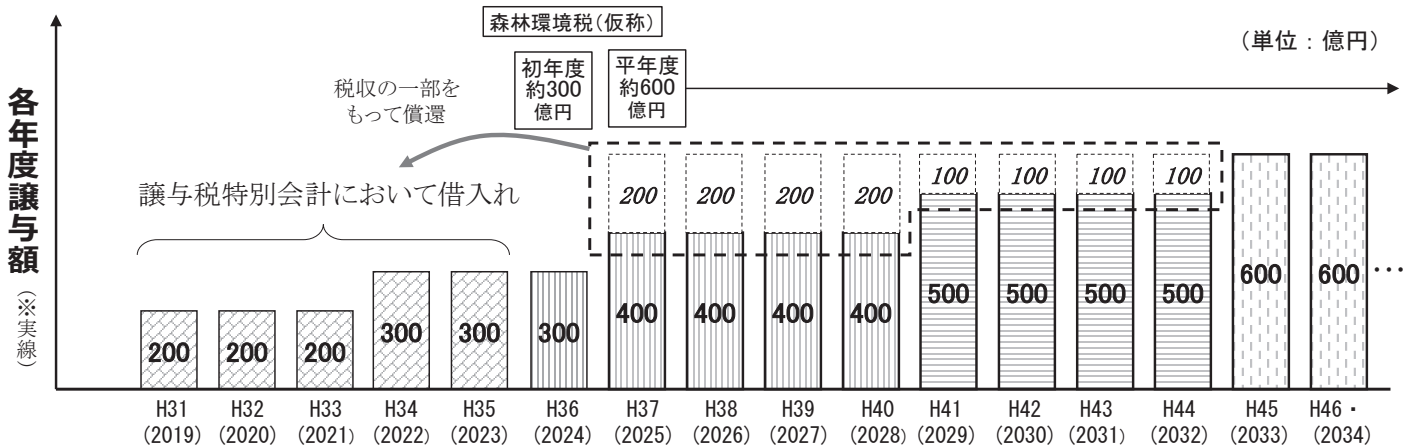
平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応する。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還する。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び県に対する譲与割合及び基準



市町村・都道府県の割合	80 : 20						85 : 15				88 : 12				90 : 10
	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45
全国															
市町村分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540
都道府県分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
岡山															
市町村分	3.1	3.1	3.1	4.7	4.7	4.7	6.7	6.7	6.7	6.7	8.6	8.6	8.6	8.6	10.6
県分	0.8	0.8	0.8	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2

市町村分

- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
- 20% : 林業就業者数
- 30% : 人口

都道府県分 ——— 市町村と同じ基準

新たな森林管理システム「森林経営管理法案」の概要

「森林経営管理法案は平成31(2019)年4月施行予定」

【新たな森林管理の仕組み】

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化する。
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。

